

令和元（2019）年度
手数料適正化検討委員会報告書

令和2（2020）年3月
豊島区手数料適正化検討委員会

目次

はじめに

第 1	現状	2
1	手数料条例等に基づく手数料	
2	収入の状況	
第 2	負担の原則	3
1	手数料の意義	
2	負担の基本原則	
3	新たな手数料への対応方針	
第 3	料額の見直し基準	4
1	適正な原価負担率	
2	標準事務にかかる手数料の改定	
3	料額改定の 23 区統一基準	
第 4	コストの算定方法及び範囲	5
1	コストの算定方法	
2	コストの範囲	
第 5	見直しの必要性	8
1	統一的な積算基準によるコスト算定	
2	コストと料額の乖離状況	
3	検討結果及び料額改定の要否	
第 6	今後の方針	12
1	適時適切なコスト計算の実施	
2	人件費の適切な算出方法の検討	
(別紙)	1 改定の検討を要すると判断された手数料	14
	2 手数料実態調査票 (回答例)	15
	3 手数料対象事務経費の積算結果 (全件一覧表)	16
(資料)	1 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱	40
	2 令和元年度 豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過	42
	3 令和元年度 豊島区手数料適正化検討委員会 委員名簿	43

はじめに

待機児童対策や高齢化への対応、子どもの虐待・貧困対策など、喫緊の行政課題が山積するなか、国による不合理な税制改正の影響は、年々拡大し、厳しい歳入環境が続いています。

こうした中において、区民生活を支える様々な施策の充実を図りつつ、老朽化した公共施設の改築・改修需要にも臨機応変に対応していくためには、将来に向けて安定的な財政基盤を構築することが不可欠です。

このような時代背景において、行政サービスとコスト負担を明らかにし、公平で公正な財政運営を実現することがますます重要な課題となっています。

本委員会は、行財政改革推進本部の決定に基づき平成13年6月に設置され、同年12月に本区における手数料のあり方について検討結果をまとめ、料額改定の基本的な指針を示しました。区では、この指針に基づき、概ね3年ごとに全手数料の実態調査を行い必要な場合は改訂を行うなど、手数料の適正化に向けて具体的な取組みを行ってきました。

手数料は、身近な行政サービスに対する対価であると同時に、料額の基礎となるコストは社会経済状況によって変化するため、手数料を負担する区民への説明責任を果たすうえでも、その動向を適切に把握しておく必要があります。

こうした観点から、本委員会は、本年7月、30年度決算をもとに現行の手数料額とコストに関する調査を実施し、受益者負担の視点から原価負担率等の分析を行うとともに、新たな手数料の設定について検討を行ってまいりました。

その結果、以下のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

令和2年3月

豊島区手数料適正化検討委員会
委員長(政策経営部長) 小澤 弘 一

第1 現状

1. 手数料条例等に基づく手数料

手数料に関する事項は、地方自治法第228条により条例で定めることとされており、本区における手数料に関する条例及びこれによる手数料は、下表1-1のとおりである。

表 1-1 豊島区で手数料を定めている条例

条 例	内 容	規定項目数
手数料条例	住所又は居所に関する証明書の交付等に係る手数料	153項目 (小項目 688)
自転車等の放置防止に関する条例	自転車等撤去保管手数料	2項目
廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料等	12項目
興行場法施行条例	興行場の営業許可申請に係る手数料	2項目
化製工場等に関する法律施行条例	化製工場設置許可申請に係る手数料	3項目
プールに関する条例	プールの開設許可申請に係る手数料	1項目
保健所使用条例	各種検査手数料及びその他の手数料	13項目
合計		721項目

2. 収入の状況

手数料収入は、30年度決算では、区の一般会計歳入の0.48%にあたる約6億2千5百万円となっている。また、令和元年度当初予算では、一般会計歳入全体に占める割合は0.44%、特定財源に占める割合は0.89%であり、区の貴重な財源となっている。

表 1-2 手数料収入の決算額と当初予算額

単位:千円

区 分	内 容	30 年度決算額	元年度予算額
総務手数料	その他区長又は行政委員会において適当と認めた事項に関する証明書	16	12
区民手数料	住民基本台帳等の事務など	189,242	183,048
文化商工手数料	農地転用事務手数料	-	1
環境清掃手数料	ごみ処理券手数料など	290,068	328,128
衛生手数料	食品衛生関係手数料など	50,555	52,384
都市整備手数料	開発許可事務手数料など	95,237	85,236
教育手数料	幼稚園入園料	216	180
合 計		625,334	648,989

第2 負担の原則

1. 手数料の意義

地方自治法第 227 条では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定している。

したがって、手数料については、特定の者のためにする事務ないしサービスの反対給付であり、地方公共団体が、「特定の者のために提供する役務に対し、それらに要した費用に充てるため徴収する金銭」と定義することができる。

具体的には、手数料の徴収対象となる役務は「特定の者のため」である必要があり、これは一般的には「受益性」と言われており、手数料は受益者負担のもとに徴収されるものである。

また、「特定の者のためにする事務」は、特定の者の利益を目的として行なわれる事務であって、もっぱら行政上の必要性に基づいて行なわれる事務でないことが要件である。

2. 負担の基本原則

手数料は「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収されるものであることから、基本的には、受益者がその事務に要した経費全額を負担することが原則である。

(1) 実費補てん方式

手数料徴収の対象となる事務が、もっぱら特定の者又は一部住民の利益のために必要とされ、その経費に一般財源を充てることが適当でない場合、相当額を

手数料として徴収する。

(2) 一部実費補てん方式

許可等の手数料徴収の対象となる事務は、公共的な目的の実現に必要であるが、特定の者のために役務が提供される性質を有しているため、その経費全額に一般財源を充当するのに適さず、許可等の役務提供のため直接必要となった増加経費相当分について、手数料を徴収する。

(3) 収益着目方式

特許又はこれに準じる行為により、反射的に多大の又は独占的な経済的利益を得られる場合、均衡上、その受益に着目し相当額を手数料として徴収する。

(4) 低額方式

実費方式を基本としつつも、納付義務者は低所得者層が多いなどの理由から、政策的に特に低額の手数料を設定する。

本区では、「収益着目方式」、「低額方式」によるべき手数料は見当たらないため、原則として「実費補てん方式」、「一部実費補てん方式」を採用することとする。

3. 新たな手数料への対応方針

前述のとおり、地方公共団体は「特定の者のためにする事務」について手数料を徴収することができるが、今後、新たな手数料を徴収する場合は、前述の2つの方式を踏まえつつ、「①利用者の特別の受益の程度」、「②利用者の所得」、「③事務内容に関する政策的配慮」などを総合的に勘案して決定することとする。

第3 料額の見直し基準

1. 適正な原価負担率

手数料については、受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することが原則であり、料額に対するコストの乖離をできるだけ1倍に近づけることが必要となる。しかし、コストに応じた料額を設定すると端数が生じ、窓口での収納事務が煩雑となる。さらに、コストは毎年若干の上下が想定されるが、コストと料額を同額にしなければならないとすると、多少の乖離でも手数料を改正する必要があり、職員の負担・人件費も大きくなる。

そのため、乖離に一定の幅を持たせることとし、適正な乖離範囲を概ね1.05～0.95倍と定める。乖離が概ね0.95倍未満、もしくは、1.05倍を超える手数料のうち、コストと料額との差額が概ね100円超のものについて、見直しを検討する。

ただし、下記「2. 標準事務にかかる手数料の改定」と「3. 料額改定の23区統一基準」については、配慮する。

2. 標準事務にかかる手数料の改定

地方自治法第 228 条では、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)については、政令で定める金額の手数料を標準として条例を定めなければならないとされている。

同法の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において手数料を徴収する事務並びに金額を定めており、特別区に関連する事務として、戸籍事務に関する証明書等の交付、道路運送車両法に基づく臨時運行許可に関する事務が掲げられている。

これら法令の趣旨を踏まえ、政令で規定されている標準事務については、当該事務に要する本区でのコストを把握したうえで、政令の改正に合わせ、その料額を改定することとする。

3. 料額改定の 23 区統一基準

特別区においては、従来、ほとんどの手数料額が統一的に定められてきた。これは、東京という大都市を 23 区が一体として形成してきたこと、制度的に都の内部団体的な性格を有してきたこと、都区財政調整制度という独自の財政制度を採用してきたことなどに起因している。

しかしながら、平成 12 年 4 月から施行された都区制度改革関連の改正地方自治法により、特別区は基礎的な地方公共団体として、これまでの都の内部団体的性格が改められ、自己決定、自己責任による行財政運営が求められている。

このような大きな制度的転換を考慮すると、安易な「23 区横並び」にとどまることなく、住民の利便性に配慮しつつ、各区が独自に経費を分析し適正な手数料額を決定していく必要がある。

第4 コストの算定方法及び範囲

手数料算定の基礎となるコストの範囲には、当該役務の提供に直接必要となる経費が全て含まれる。

これまでの経緯、実態を考慮すると、人件費、物件費、その他の経費の3つを対象経費として手数料額を算定することが適当であり、それぞれの算定方法及び範囲を次のとおり定める。

1. コストの算定方法

当該手数料におけるコストは、下記「2. コストの範囲」をもとに
(1分当たりの人件費×処理時間) + 物件費 + その他経費
で算定する。

2. コストの範囲

(1) 人件費 (1分当たりの人件費×処理時間)

ア 1分当たりの人件費

人件費については、役務を提供するために要した職員に関する経費と位置づけ、手数料の対象となる事務に従事した時間に応じた額とする。

職員の時間あたりの給与額(時間単価)を基本とし、23区統一基準の歴史的経緯を踏まえ、職員構成、従事職員等による変動を避けるため、都区財政調整制度における標準給によるものとする。

令和元年度都区財政調整標準給 7,696,504 円(共済費含む/年間)

時間単価＝標準給÷〔52週×38.75時間－22日(休日日数)×7.75時間〕
 ＝4,173 円(1分当たり 69.54 円)

イ 処理時間

実態分析により、事務処理手順は下表のとおり4つの段階に区分されるため、この区分毎に事務内容を種別化するとともに、それぞれの業務内容を例示して処理時間を割り振ることとする。これにより、手数料額の人件費を算出する処理手順、時間の明確化を図る。

表 4-1 事務処理の区分と業務内容等

区 分	事 務 内 容 等	
	種 別	業 務 内 容
受 付	①受付 ②審査 ③事前相談 ④補正 ⑤台帳等記入	申請書等の受付等 申請内容の点検等 申請に関する事情聴取、相談等 申請の修正指導等 受付簿等への記入、OA機器への入力
調 査	①現場調査 ②書類審査 ③検索・確認 ④照会	申請事案所在への調査等 申請事案内容の調査 電算情報等の検索、確認 関係機関等への問い合わせ
処 理	①起案 ②入力 ③台帳記載 ④決定 ⑤許可書等作成	事案決定等の稟議書作成等 電算処理システム等への入力 処理簿等への記入 事案の処分等の決定 許可書、証明書等の作成
交 付	①通知 ②許可書等交付 ③台帳記入 ④手数料領収	申請者への連絡、通知 公印の執行、手交等 交付簿等への記載 手数料の領収、領収書の発行

(2) 物件費

物件費については、役務を提供するために要した物的経費と位置づけ、次のとおり区分する。

表 4-2 物件費の範囲と基準

区 分	範 囲	基 準
消耗品費	地図、配置図、事務用品、参考図書、台帳、検査証、鑑札などの購入費	・当該事務に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとに算出した1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
印刷製本費	手引き、封筒、申請書、許可証、届出など印刷製本に要した経費	同上
備品の減価償却費	購入した備品の定率による償却額	同上(なお、機器の耐用年数は所得税法第37条、第49条に定める年数とする。)
通信運搬費	はがき・切手代、電報料金、電話料金	同上

(3) その他の経費

人件費、物件費に区分されない、役務の提供に必要な統一的経費として、以下の3種類をその他の経費に位置づける。

表 4-3 その他の経費の範囲と基準

区 分	範 囲	基 準
旅費	旅費、旅行雑費	・当該年度に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとにした1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
報酬・賃金	臨時職員賃金、非常勤職員報酬、審査会委員報酬	
電算機器賃借料及び保守経費	OA 機器、コピー、事務用機器の賃借料及び保守委託料	
その他	① 審査会付議 ② 人材派遣等の委託料 ③ 講習会 等	建築審査会等での検討 更新時の事後講習会等の開催

第5 見直しの必要性

1. 統一的な積算基準によるコスト算定

前記「第4 コストの算定方法及び範囲」の基準等により、手数料の対象となる事務について、本年7月に改めて人件費、物件費などの状況に関する調査を実施したところ、別紙のような結果が得られたため、これを基本に料額の改定を検討した。

なお、コストの算出にあたっては、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げ(8%→10%)を踏まえ、直近の物件費等の変動を加味した試算を行った。

【手数料実態調査表の回答例については別紙2参照】

2. コストと料額の乖離状況

コストと料額の乖離状況を把握するため、改定年度ごとに乖離を算出し比較した。

$$\text{乖離} = \text{コスト} / \text{手数料料額}$$

表 5-1 乖離状況の推移

1.05倍超の構成比は減少

1.05倍超の構成比は増加

乖離状況 (コスト/単価)	平成18年度		21年度		28年度		令和元年度	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1.05倍超	67	25.7%	48	13.0%	36	5.4%	374	51.9%
1.05～0.95倍	261	100.0%	292	78.9%	491	73.1%	149	20.7%
0.95倍未満	1	0.4%	12	3.2%	26	3.9%	65	9.0%
算定不可	14	5.4%	18	4.9%	119	17.7%	133	18.4%
合計	343		370		672		721	

表

図 5-2 乖離状況別構成比の推移

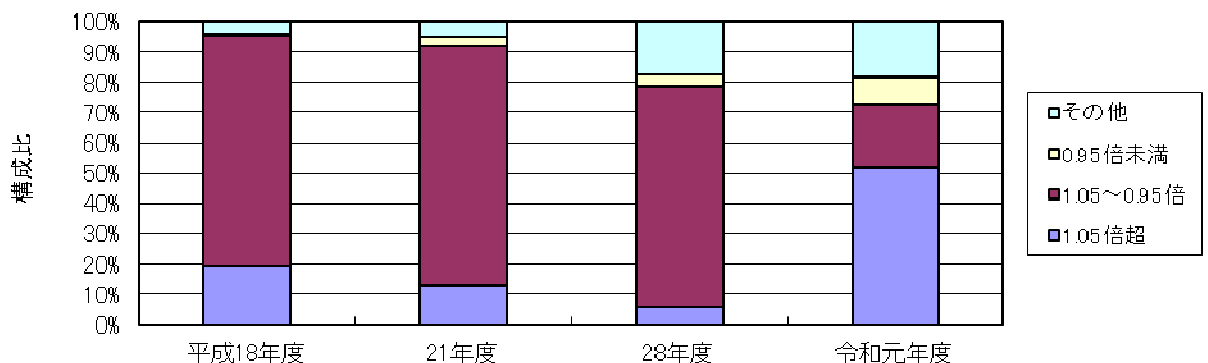


表 5-1・図 5-2 のとおり、乖離 1.05 倍を超える割合の構成比は、調査を実施する度に着実に低下し 28 年度調査では 5.4% (36 件) にまで改善されていたが、令和元年度調査では 51.9% にまで悪化した。一方、乖離 1.05 から 0.95 倍までの間の適正料額とされる割合は、73.1% から 20.7% にまで悪化している。

なお、乖離 0.95 倍未満の割合は、3.9% から 9.0% へと増加している。算定不可・不要は、手数料事務の実績が極少の為コストが算出できないものや標準事務のように政令で料額が決定されているもの等を計上しているが、17.7% だったものが 18.4% と上昇している。これは、24 年度以降新設された 200 項目以上の建築関連手数料が面積ごとに細分化されており、その多くは申請実績が少なく、算出不可と判定したためである。

3. 検討結果及び料額改定の要否

今回の手数料コスト調査では、適正水準とされるコストに対する料額の乖離が 1.05 倍を超える割合は 5.4% (36 件) から 51.9% (374 件) に増加した。そのうち、原価負担率が 90% となる乖離 1.11 倍を超える割合は、4.4% (29 件) から 5.6% (40 件) と微増に留まる。増加理由は主に、都区財政調整標準給の増による 1 分当たりの人件費の増によることが確認された。

一定の乖離が確認された手数料のうち 12 件について、改定の検討を要するものとして以下のとおり検討を行った。(12 件の手数料の一覧は「別紙 1」参照)

(1) 検討結果

12 件のうち 5 件が総合窓口課の証明書関係、4 件が土木管理課の屋外広告物設置許可、自転車撤去保管手数料、3 件が生活衛生課の水質試験検査料に係る手数料である。各手数料の検討結果は以下のとおり。

ア 総合窓口課

(ア) 「身分、資格または履歴に関する証明書(その他証明書)」「文書の受理に関する証明書」「仮戸籍記載事項に関する証明書の交付」…3件

身分証明書に係る手数料については、23 区すべてにおいて、住民票と同額に設定されている。本区においても、住民票の写し等その他身分証明に係る証明書の発行手数料は、上記手数料を含め一律 400 円に定めているところであり、他区や他の手数料との平衡性の観点から、改定は望ましくない。

(イ) 多機能端末機による証明書「住民票の写し等」「印鑑に関する証明書(印鑑登録証明書)」…2件

多機能端末機を利用したコンビニにおける交付については、マイナンバーカードを使った交付を実施している。マイナンバーカードを取得した場合のメリットの一つ

として、コンビニでの証明書発行が挙げられる。現在、各省庁、地方公共団体、関係機関等において、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進しているところであるが、コンビニでの証明書交付手数料が窓口での証明書交付手数料を上回るとは、マイナンバーカードの普及率の向上を阻害するおそれがあることを踏まえ、現時点での料額改定は望ましくない。

なお、当該手数料に係るコストは、コンビニ交付に係る費用を発行数で割り戻すことで算出され、利用数が増えれば、1回あたりのコスト減が図られることから、マイナンバーカードの普及率向上とともに、コンビニ交付の利用率向上を図っていくことで、今後乖離の適正化を進めていくことが求められる。

イ 土木管理課

(ア) 「屋外広告物設置許可」(バス電車車体利用、広告幕)…2件

屋外広告物設置許可に係る手数料については、15項目が定められており、そのうち2件について、料額とコストに大幅な乖離がみられた。

当該手数料については、都知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理する事務処理特例事務に該当するものであるが、事務処理特例事務の手数は都の条例とは別に区独自に条例で規定しているものであり、受益者全額負担の原則に基づき、当該事務に係るコストに合わせて料額改定の実施を検討することが望まれる。

(イ) 「自転車撤去保管手数料」(自転車・原動機付自転車)…2件

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」に規定する「自転車等撤去保管手数料」について、放置自転車等の撤去保管手数料として、23区すべてが規定しているが、料額は7区が 5,000 円(豊島区含む)、1区が 4,300 円、3区が 4,000 円、9区が 3,000 円、3区が 2,000 円と他区に比較して最も高い。また、放置原動機付自転車についても、16区が規定しており、1区が 8,000 円(豊島区)、1区が 7,500 円、1区が 7,000 円、1区が 6,600 円、2区が 6,000 円、5区が 5,000 円、5区が 4,500 円以下と最も高く設定されている。

さらなる撤去保管手数料の料額の引き上げを行った場合、放置自転車等の持ち主による引き取り数が減り、放置自転車の処分料や保管料といったコストが増加し、区の負担増につながるおそれがあるため、他区比較、政策的な観点から現時点での料額改定は望ましくない。

ウ 生活衛生課

(ア) 水質試験検査料(定期試験・細菌試験 10 項目、レジオネラ属菌検査、プール水試験)…3件

「豊島区保健所使用条例」に規定する「水質試験検査料」に係る手数料について

は、7項目が定められており、そのうち3項目について、料額とコストに乖離がみられた。

これに係る事務は、かつては保健所において検査自体を実施していたが、現在はすべて民間事業者に検査を委託しており、コストの大部分が民間事業者への委託料となっている。委託単価は毎年、入札により決定しており、年度によりばらつきがあるものの、過去3年において手数料額の乖離が 0.95 倍未満であることから、料額改定の実施の検討が望まれる。

なお、環境衛生関連業務に係る手数料として、水質試験検査と空気環境試験検査がそれぞれ試験項目ごとに全11項目が定められている。そのうち上記3項目を除く8項目については、平成 26 年度以降の実績はなく、また、検査業務の委託を前提とする業務の性質や事務の需要の観点から、当該事務を実施している区はほとんどない。こうした状況を踏まえ、環境衛生関連業務全体において、区として実施すべき事務かどうかを精査し、項目の削除を含めた条例の見直しを検討することが求められる。

(2)料額改定の要否

(結論)

今回の調査結果に基づく、令和2年 10 月からの料額改定は行わない。

(理由)

令和元年 10 月から消費税率が8%から 10%になるとともに、令和2年4月より、会計年度任用職員制度が導入されることから、これら制度改正による影響を手数料に適切に反映する必要がある。

今回の調査は、平成 30 年度決算に基づき、消費増税分を加味したコスト分析を行い、現行料額との比較を行ったものである。そのため、会計年度任用職員制度に伴うコストについては、今回の調査結果には反映されていない。

今回の調査結果によって、一定の乖離が確認できたことから、料率改定について、検討すべきと考えられるところではあるが、会計年度任用職員制度による影響も合わせて見定め、施設使用料及び手数料に適切に反映すべきとの判断に至った。

よって、今回の調査で改定の検討を要すると判断された 12 件を含め、料額改定は行わず、会計年度任用職員の実績が出る令和3年度以降に改めて実態調査を行い、改定の可否を検討することとした。

第6 今後の方針

1. 適時適切なコスト計算の実施

手数料は、租税が税率で定められているのと異なり、額で規定されるため、役務の提供に要した実費(コスト)を基本として料額を設定しても、給与改定、物価変動等によりコストが年々変化し、原価負担率も変動することになる。

このため、手数料にかかるコストについては、適時適切に調査を実施するなど、定期的の実費を確認しておかなければならない。

豊島区では、これまで概ね3年1度、実態調査を実施(平成15年、18年、21年、24年、28年、令和元年)してきているところであり、今後も区の実態を踏まえつつ、適正な料額設定の検討を同様のサイクルで継続していく。

また、住民票の窓口、コンビニ交付という2種類の発行形態のように、密接に結びつく手数料については、今後、グループ化し総体としてのコストを把握するのかわりにについても検討していく必要がある。さらに、新たな手数料の導入や、手数料を徴収していない現行業務について、本来は租税ではなく手数料で賄うべき経費がないか否かについても検討する必要がある。コストの把握や負担の公平性の確保といった観点から、より実態に合ったコスト算出方法について今後も議論を重ね、検証をすすめていくことが必要である。

2. 人件費の適切な算出方法の検討

令和2年4月に現行の臨時・非常勤職員制度が見直され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、コスト計算にあたり、人員体制の見直し等による人件費やそれに付随する経費への影響が見込まれる。今後の見直しに当たっては、人件費の算出において、正規職員と会計年度任用職員それぞれの処理内容を分析した上でのコストの算出や算出基準を都区財政調整標準給から本区の平均給与へ見直すなど、より実態を反映したコスト計算の在り方について検討していく必要がある。

手数料対象事務経費の積算結果

別紙 1 改定の検討を要すると判断された手数料

別紙 2 手数料実態調査票(回答例)

別紙 3 全件一覧表

手数料対象事務経費の積算結果【改定の検討を要すると判断された手数料】

(平成30年度決算ベース)
※令和元年度消費増税分は見込みによる算定

単位:円

No	根拠条例	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト			乖離額 b-a	乖離状 況 b/a	
						人件費 b1	物件費他 b2	コスト計 b1+b2 =b			
3	豊島区手数料条例	身分、資格又は履歴に関する証明書(その他の行政証明書)	総合窓口課	400	14年10月1日	(1.6分)	111	423	534	134	1.34倍
12	豊島区手数料条例	文書の受理に関する証明書	総合窓口課	400	14年10月1日	(1.6分)	111	423	534	134	1.34倍
25	豊島区手数料条例	仮戸籍記載事項に関する証明書の交付	総合窓口課	400	14年10月1日	(1.6分)	111	423	534	134	1.34倍
15	豊島区手数料条例	住民票の写し等(多機能端末機)	総合窓口課	300	12年7月1日	単価×職員 の対応時間 を発行通数 で按分	4	623	627	327	2.09倍
22	豊島区手数料条例	印鑑に関する証明書(印鑑登録証明書)(多機能端末機)	総合窓口課	300	12年7月1日	単価×職員 の対応時間 を発行通数 で按分	4	623	627	327	2.09倍
241	豊島区手数料条例	屋外広告物設置許可(バス電車車体利用)	土木管理課	610	17年4月1日	(25.0分)	1,739	48	1,787	1,177	2.93倍
244	豊島区手数料条例	屋外広告物設置許可(広告幕)	土木管理課	990	17年4月1日	(25.0分)	1,739	48	1,787	797	1.81倍
689	豊島区自転車等の放置自転車に関する条例	自転車撤去保管手数料:自転車	土木管理課	5,000	16年10月1日	(150.0分)	10,431	11,006	21,437	16,437	4.29倍
690	豊島区自転車等の放置自転車に関する条例	自転車撤去保管手数料:原動機付自転車	土木管理課	8,000	16年10月1日	(150.0分)	10,431	11,006	21,437	13,437	2.68倍
713	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(定期試験・細菌試験10項目)	生活衛生課	6,700	9年10月1日	(35.0分)	2,434	3,704	6,138	▲ 562	0.92倍
716	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(レジオネラ属菌検査)	生活衛生課	7,000	15年10月1日	(20.0分)	1,391	4,694	6,085	▲ 915	0.87倍
717	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(プール水試験)	生活衛生課	6,700	9年4月1日	(35.0分)	2,434	3,424	5,858	▲ 842	0.87倍

※人件費は1分あたり69.54円で計算

12件

手数料実態調査票（回答例）

注:本票中の数値等は記載例として任意に入力したものです。

別紙2

名称	ホテル又は旅館営業の許可申請に対する審査		
根拠 条例	豊島区手数料条例 別表1 27号のA	条例上 の事務 内容	旅館業法に基づく申請を受け許可を与える際、 受付相談、書類審査、現地調査等を行う。

担当 課 係	池袋保健所 生活衛生課 〇〇係
担当者	〇〇〇
内線	〇〇〇〇

現行料額	23,900 円
施行年月日	H 16 年 10 月 1 日
前回料額	22,000 円
施行年月日	H 12 年 4 月 1 日

番号	
区分	

↑ 財政課で使用しますので記入しないで下さい

現行手数料の積算根拠となる標準的な処理内容	現行手数料の積算根拠			他団体の状況(他区の改定予定など)
	区分	金額	説明	
受付(30分) ↓ 調査(250分) ↓ 処理(30分) ↓ 交付(8分)	人件費	22114	(単価) 1分当たり人件費 69.54 円 (処理時間) (1) 受付 30 分 (2) 調査 250 分 (3) 処理 30 分 (4) 交付 8 分 (5) (6) 計 318 分 1人当たりの人件費(処理時間×単価) 22113.72 円	20年度 都・23区 同一手数料額 21年度 都 未定 22区 改定予定なし
	物件費	639 <small>(うち消費税増額分)</small>	(うち消費税増額分)2%分 (1) 申請書等印刷費 154 円 154 × 2/108 = 2.9 (2) 消耗品費 344 円 344 × 2/108 = 6.4 (3) 通信運搬費 120 円 (4) リース料 11 円 11 × 2/108 = 0.2 (5) (6) 計 629 円 計 9.4 円	
	合計時間	5 時間 50 分		
申請件数(H30実績) 10 件 (内訳) 窓口申請 10 件 郵送申請 0 件 電子申請 0 件 その他申請 0 件				
(参考) 当該事務の手数料徴収にあたって、地方自治法228条(分担金等に関する規制及び罰則)に該当する事務については下記に入力してください。 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ○ 標準事務 〇〇 項 ○ 手数料を徴収する事務 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○ 金額 〇〇〇 円	その他	482 <small>(うち消費税増額分)</small> 0 円	(うち消費税増額分)2%分 (1) 旅費 482 円 (2) (3) (4) 計 482 円 計 0.0 円	改定の要否 要・ <input checked="" type="radio"/> 否 その理由 原価に対する手数料負担率が適正である。
	合計金額	23,234 円 <small>(うち消費税増額分合計 10 円)</small>		改定後の額 23,900 円
	現行料額と今回積算額の比較	(現行料額) - (今回積算額) 23,900 - 23,234 = 666	原価負担率 (現行料額) / (今回積算額) 102.9%	改定率 0.0%
				改定予定年月日 年 月 日より
				積算によるコスト把握の限界・課題 現地調査の時間が施設の規模により、最大3倍程度の開きがある。ただし、現行の手数料で申請合計ではコスト負担がされている。

手数料対象事務経費の積算結果

【全件一覧表】

(平成30年度決算ベース)

申請件数が極小等のためコスト算出ができない手数料と、国の標準事務に関する手数料のコスト欄等については、「-」で表示しています。

＜豊島区手数料条例 別表1で定められているもの＞

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
1	1	住所又は居所に関する証明書	総合窓口課	400	14年10月1日	-	-	-
2	2	身分、資格又は履歴に関する証明書(身分証明書)	総合窓口課	400	14年10月1日	493	93	1.23倍
3	2	身分、資格又は履歴に関する証明書 (その他の行政証明書)	総合窓口課	400	14年10月1日	534	134	1.34倍
4	2	国民健康保険の資格取得・喪失に関する証明書 (被保険者資格の取得・喪失)	国民健康保険課	400	14年10月1日	394	▲6	0.99倍
5	3	営業又は業務に関する証明書	生活衛生課	400	16年10月1日	453	53	1.13倍
6	4	区税その他諸収入金に関する証明書の交付 (納税証明書)	税務課	300	9年7月1日	286	▲14	0.95倍
7	4	国民健康保険料の賦課及び納入済額の証明 (保険料賦課額・納入済額証明書)	国民健康保険課	300	9年7月1日	324	24	1.08倍
8	5	納税管理人に関する証明書の交付	税務課	300		-	-	-
9	6	ア 土地又は建物に関する証明書 (建築基準法の規定に基づく確認、認定又は許可の証明書)	建築課	400	14年10月1日	438	38	1.10倍
10	6	イ 土地又は建物に関する証明書 (ア以外の証明書)	建築課	300	14年4月1日	323	23	1.08倍
11	6	2 土地又は建物に関する図面等の写しの交付	建築課	300	28年1月1日	319	19	1.06倍
12	7	文書の受理に関する証明書	総合窓口課	400	14年10月1日	534	134	1.34倍
13	8	戸籍の附表の写し	総合窓口課	400	14年10月1日	464	64	1.16倍
14	8	住民票の写し	総合窓口課	400	12年7月1日	447	47	1.12倍
15	8	住民票の写し等(多機能端末機)	総合窓口課	300	12年7月1日	627	327	2.09倍
16	8	広域住民票	総合窓口課	400	15年8月25日	268	▲132	0.67倍
17	9	住民票記載事項証明書	総合窓口課	400	14年10月1日	495	95	1.24倍
18	10	住民票の閲覧	総合窓口課	100	14年10月1日	322	222	3.22倍
19	11	住民記録一覧表の閲覧	総合窓口課	2,500	14年10月1日	2,580	80	1.03倍
20	12	印鑑登録証	総合窓口課	500	14年10月1日	948	448	1.90倍
21	13	印鑑に関する証明書(印鑑登録証明書)	総合窓口課	400	14年10月1日	497	97	1.24倍
22	13	印鑑に関する証明書(印鑑登録証明書)(多機能端末機)	総合窓口課	300	12年7月1日	627	327	2.09倍
23	14	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	総合窓口課	500	28年1月1日	-	-	-
24	14	2 個人番号カードの再交付	総合窓口課	800	28年1月1日	-	-	-
25	15	仮戸籍記載事項に関する証明書の交付	総合窓口課	400	14年10月1日	534	134	1.34倍
26	16	不在籍証明書	総合窓口課	400	14年10月1日	469	69	1.17倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
27	17	戸籍全部事項(謄本)・個人事項(抄本)証明	総合窓口課	450		-	-	-
28	18	戸籍に記載した事項に関する証明	総合窓口課	350		-	-	-
29	19	除籍の謄抄本・全部・個人・一部の証明	総合窓口課	750		-	-	-
30	20	除籍の記載事項照明	総合窓口課	450		-	-	-
31	21	受理証明書・届出に基づく証明書	総合窓口課	350		-	-	-
32	21	受理証明書・届出に基づく証明書 上質紙を用いた場合	総合窓口課	1,400		-	-	-
33	22	受理した書類の閲覧	総合窓口課	350		-	-	-
34	23	その他区長又は行政委員会において 適当と認めた事項に関する証明書	総務課	400	14年4月1日	627	227	1.57倍
35	23	町会・自治会の申請による証明	区民活動推進課	400	12年4月1日	2,793	2,393	6.98倍
36	24	自動車臨時運行許可申請	区民活動推進課	750	9年3月1日	848	98	1.13倍
37	25	農地転用申請受理事務	生活産業課	400	14年10月1日	417	17	1.04倍
38	26	農地又は採草放牧地転用の権利移転届出受理事務	生活産業課	400	14年10月1日	417	17	1.04倍
39	27	ア 旅館業法許可申請 旅館・ホテル営業	生活衛生課	23,900	16年10月1日	25,649	1,749	1.07倍
40	27	イ 旅館業法許可申請 簡易宿所または下宿	生活衛生課	13,200	16年10月1日	14,298	1,098	1.08倍
41	28	旅館業の地位の承継承認	生活衛生課	8,000	16年10月1日	8,791	791	1.10倍
42	29	公衆浴場法に基づく浴場業許可申請	生活衛生課	22,000	12年10月1日	23,563	1,563	1.07倍
43	30	理容師法・美容師法 理美容所検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	17,206	1,206	1.08倍
44	31	クリーニング法 クリーニング所検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	17,206	1,206	1.08倍
45	32	温泉法 温泉利用許可申請	生活衛生課	35,000	12年4月1日	37,537	2,537	1.07倍
46	33	温泉法 温泉利用許可の地位の承認	生活衛生課	8,000	20年1月1日	8,791	791	1.10倍
47	34	ア 食品衛生法に基づく許可申請 飲食店営業許可申請	生活衛生課	18,300	19年4月1日	19,439	1,139	1.06倍
48	34	ア 飲食店営業許可更新申請	生活衛生課	8,900	19年4月1日	9,407	507	1.06倍
49	34	ア 移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可申請	生活衛生課	5,600	16年10月1日	6,094	494	1.09倍
50	34	ア 移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可更新申請	生活衛生課	2,800	16年10月1日	3,125	325	1.12倍
51	34	イ 喫茶店営業許可申請	生活衛生課	11,500	19年4月1日	12,486	986	1.09倍
52	34	イ 喫茶店営業等の営業許可更新申請に対する審査 (喫茶店営業及び集乳業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業) 別表1 34項イ、ケ、コ、シ、セ同表備考	生活衛生課	5,700	19年4月1日	6,271	571	1.10倍
53	34	ウ 菓子製造業営業許可申請	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
54	34	ウ 菓子製造業営業許可更新申請 (菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳酸菌飲料製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業)別表1 34項ウ、エ、オ、ト、ハ、ホ、マ同表備考	生活衛生課	8,400	19年4月1日	8,983	583	1.07倍
55	34	ウ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 営業許可申請	生活衛生課	5,500	16年10月1日	6,024	524	1.10倍
56	34	ウ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 営業許可更新申請	生活衛生課	2,700	16年10月1日	2,972	272	1.10倍
57	34	エ あん類製造業営業許可申請	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
58	34	オ アイスクリーム類製造業営業許可申請	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
59	34	カ 乳処理業営業許可申請	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
60	34	カ 乳製品製造業等の営業許可更新申請に対する審査 (乳製品・食肉製品・冰雪・そうざい・添加物・かん詰又はびん詰食品製造業、食肉処理業、乳処理業、食品の冷凍又は冷蔵業、その他) 別表1 34号のカ、キ、ク、サ、ス、ソ、チ、ツ、テ、ナ、ヌ、ネ、ミ、ム、メ、同表備考	生活衛生課	12,600	19年4月1日	13,712	1,112	1.09倍
61	34	キ 特別牛乳搾取処理業営業許可申請	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
62	34	ク 乳製品製造業営業許可申請	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
63	34	ケ 集乳業営業許可申請	生活衛生課	11,500	19年4月1日	12,486	986	1.09倍
64	34	コ 乳類販売業許可申請	生活衛生課	11,500	19年4月1日	12,486	986	1.09倍
65	34	サ 食肉処理業販売営業許可申請	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
66	34	シ 食肉販売業	生活衛生課	11,500	19年4月1日	12,486	986	1.09倍
67	34	ス 食肉製品製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
68	34	セ 魚介類販売業	生活衛生課	11,500	19年4月1日	12,486	986	1.09倍
69	34	ソ 魚介類競り売り営業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
70	34	タ 魚肉練り製品製造業営業許可申請	生活衛生課	19,200	19年4月1日	20,622	1,422	1.07倍
71	34	タ 魚肉ねり製品製造業等の営業許可更新申請に対する審査 (魚肉ねり製品製造業、及びみそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業)	生活衛生課	9,600	19年4月1日	10,444	844	1.09倍
72	34	チ 食品の冷凍又は冷蔵業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
73	34	ツ 食品の放射線照射業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
74	34	テ 清涼飲料水製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
75	34	ト 乳酸菌飲料製造業	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
76	34	ナ 冰雪製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
77	34	ニ 冰雪販売業営業許可申請	生活衛生課	15,800	19年4月1日	16,860	1,060	1.07倍
78	34	ニ 冰雪販売業営業許可更新申請	生活衛生課	8,200	19年4月1日	8,907	707	1.09倍
79	34	ヌ 食用油脂製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
80	34	ネ マーガリン又はショートニング製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
81	34	ノ みそ製造業	生活衛生課	19,200	19年4月1日	20,622	1,422	1.07倍
82	34	ハ しょうゆ製造業	生活衛生課	19,200	19年4月1日	20,622	1,422	1.07倍
83	34	ヒ ソース類製造業	生活衛生課	19,200	19年4月1日	20,622	1,422	1.07倍
84	34	フ 酒類製造業	生活衛生課	19,200	19年4月1日	20,622	1,422	1.07倍
85	34	ヘ 豆腐製造業	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
86	34	ホ 納豆製造業	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
87	34	マ めん類製造業	生活衛生課	16,800	19年4月1日	17,910	1,110	1.07倍
88	34	ミ そうざい製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
89	34	ム 缶詰又は瓶詰食品製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍

No	項目 番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
90	34	メ 添加物製造業	生活衛生課	25,200	19年4月1日	27,112	1,912	1.08倍
91	34	2 ふぐ加工製品取扱届出済票の交付又はふぐ加工製品取扱届出済票の再交付	生活衛生課	3,000	24年10月1日	3,294	294	1.10倍
92	34	2 ふぐ加工製品取扱届出済票の再交付	生活衛生課	2,400	24年10月1日	2,668	268	1.11倍
93	35	畜犬登録鑑札交付	生活衛生課	3,000	12年4月1日	3,068	68	1.02倍
94	36	予防注射済票交付	生活衛生課	550	12年4月1日	583	33	1.06倍
95	37	畜犬登録鑑札再交付	生活衛生課	1,600	12年4月1日	1,611	11	1.01倍
96	38	予防注射済票再交付	生活衛生課	340	12年4月1日	450	110	1.32倍
97	39	食鳥処理事業許可	生活衛生課	22,500	19年4月1日	24,510	2,010	1.09倍
98	40	食鳥処理場の構造または設備の変更許可申請	生活衛生課	12,000	19年4月1日	13,139	1,139	1.10倍
99	41	食鳥検査 1羽につき	生活衛生課	6	19年4月1日	-	-	-
100	42	食鳥処理事業の確認規定認定申請	生活衛生課	6,200	19年4月1日	7,020	820	1.13倍
101	43	食鳥処理事業の確認規定認定申請(変更)	生活衛生課	2,700	19年4月1日	3,090	390	1.14倍
102	44	ア 診療所開設許可	生活衛生課	18,000	12年4月1日	19,015	1,015	1.06倍
103	44	イ 助産所開設許可	生活衛生課	11,000	12年4月1日	11,713	713	1.07倍
104	45	ア 診療所使用前検査	生活衛生課	22,000	12年4月1日	22,969	969	1.04倍
105	45	ア 診療所使用前検査(自主検査)	生活衛生課	3,200	12年4月1日	3,398	198	1.06倍
106	45	イ 助産所使用前検査	生活衛生課	16,000	12年4月1日	16,355	355	1.02倍
107	45	イ 助産所使用前検査(自主検査)	生活衛生課	3,200	12年4月1日	3,398	198	1.06倍
108	46	衛生検査所登録申請	生活衛生課	80,000	12年4月1日	84,310	4,310	1.05倍
109	47	衛生検査所登録申請書書換え交付及び再交付	生活衛生課	8,200	12年4月1日	8,725	525	1.06倍
110	48	衛生検査所登録変更申請	生活衛生課	61,000	12年4月1日	63,288	2,288	1.04倍
111	49	死体保存許可申請	生活衛生課	3,400	12年4月1日	3,480	80	1.02倍
112	50	薬局の開設許可申請	生活衛生課	34,100	17年4月1日	36,191	2,091	1.06倍
113	50	薬局の開設許可申請(更新)	生活衛生課	12,700	17年4月1日	13,376	676	1.05倍
114	51	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請	生活衛生課	7,200	17年4月1日	7,696	496	1.07倍
115	51	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新申請	生活衛生課	4,400	17年4月1日	4,525	125	1.03倍
116	52	薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請	生活衛生課	13,800	17年4月1日	14,500	700	1.05倍
117	52	薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新申請	生活衛生課	7,600	17年4月1日	7,754	154	1.02倍
118	53	薬局製造販売医薬品の製造販売品目ごとの承認申請	生活衛生課	140	17年4月1日	151	11	1.08倍
119	54	薬局製造販売医薬品の製造販売品目ごとの承認事項の一部変更の承認申請	生活衛生課	140	17年4月1日	151	11	1.08倍
120	55	医薬品の販売業の許可申請	生活衛生課	34,100	17年4月1日	36,191	2,091	1.06倍
121	55	医薬品の販売業の許可申請(更新)	生活衛生課	12,700	17年4月1日	13,376	676	1.05倍
122	56	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の申請	生活衛生課	34,100	27年4月1日	36,191	2,091	1.06倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
123	56	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の申請(更新)	生活衛生課	12,400	27年4月1日	13,376	976	1.08倍
124	57	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の書換え申請	生活衛生課	2,500	17年4月1日	2,465	▲ 35	0.99倍
125	58	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の再交付申請	生活衛生課	3,500	17年4月1日	3,508	8	1.00倍
126	59	薬局製造販売医薬品の製造業の書換え申請	生活衛生課	2,400	17年4月1日	2,465	65	1.03倍
127	60	薬局製造販売医薬品の製造業の許可の再交付申請	生活衛生課	3,400	17年4月1日	3,508	108	1.03倍
128	61	薬局開設又は医薬品販売業許可証の書換え申請	生活衛生課	2,400	17年4月1日	2,465	65	1.03倍
129	62	薬局開設又は医薬品販売業許可証の再交付申請	生活衛生課	3,400	17年4月1日	3,508	108	1.03倍
130	63	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え申請	生活衛生課	2,400	27年4月1日	2,465	65	1.03倍
131	64	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の再交付申請	生活衛生課	3,400	27年4月1日	3,508	108	1.03倍
132	65	毒物劇物販売業登録申請	生活衛生課	16,900	17年4月1日	17,068	168	1.01倍
133	65	毒物劇物販売業登録申請(更新)	生活衛生課	7,400	17年4月1日	7,465	65	1.01倍
134	66	毒物劇物販売登録票書き換え申請	生活衛生課	2,800	17年4月1日	2,813	13	1.01倍
135	67	毒物劇物販売登録票再交付	生活衛生課	4,900	17年4月1日	5,247	347	1.07倍
136	68	麻薬小売業の免許申請	生活衛生課	4,600	17年4月1日	4,899	299	1.07倍
137	69	麻薬小売業の免許の再交付申請	生活衛生課	3,200	17年4月1日	3,508	308	1.10倍
138	70	行商人の鑑札・記章交付	生活衛生課	1,800	19年4月1日	2,068	268	1.15倍
139	70	行商人の鑑札・記章再交付	生活衛生課	1,100	19年4月1日	1,283	183	1.17倍
140	71	弁当等人力販売業者の許可の申請	生活衛生課	8,800	27年10月1日	9,423	623	1.07倍
141	71	弁当等人力販売業者の許可の申請(更新)	生活衛生課	5,400	27年10月1日	5,834	434	1.08倍
142	72	食品製造業等取締条例に基づく許可済証の申請	生活衛生課	1,400	27年10月1日	1,599	199	1.14倍
143	72	食品製造業等取締条例に基づく許可済証の再交付申請	生活衛生課	1,100	27年10月1日	1,251	151	1.14倍
144	73	食品製造業の営業許可申請	生活衛生課	13,200	19年4月1日	14,016	816	1.06倍
145	73	食品製造業の営業許可申請(更新)	生活衛生課	7,800	19年4月1日	8,496	696	1.09倍
146	74	動物質原料運搬業許可	生活衛生課	8,000	12年4月1日	8,866	866	1.11倍
147	74	動物質原料運搬業許可(更新)	生活衛生課	4,000	12年4月1日	4,001	1	1.00倍
148	75	動物質原料運搬容器検査	生活衛生課	200	12年4月1日	184	▲ 16	0.92倍
149	75	動物質原料運搬容器再検査	生活衛生課	100	12年4月1日	115	15	1.15倍
150	76	動物質原料運搬容器検査証再交付	生活衛生課	100	12年4月1日	111	11	1.11倍
151	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 0.1ha未満	都市計画課	13,000	19年7月1日	-	-	-
152	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 0.1~0.3ha未満	都市計画課	34,000	19年7月1日	-	-	-
153	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 0.3~0.6ha未満	都市計画課	65,000	19年7月1日	-	-	-
154	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 0.6~1ha未満	都市計画課	133,000	19年7月1日	-	-	-
155	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 1~3ha未満	都市計画課	200,000	19年7月1日	-	-	-

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
156	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 3～6ha未満	都市計画課	261,000	19年7月1日	-	-	-
157	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 6～10ha未満	都市計画課	337,000	19年7月1日	-	-	-
158	77	ア 開発行為許可申請 自己の居住用 10ha以上	都市計画課	460,000	19年7月1日	-	-	-
159	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 0.1ha未満	都市計画課	20,000	19年7月1日	-	-	-
160	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 0.1～0.3ha未満	都市計画課	46,000	19年7月1日	-	-	-
161	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 0.3～0.6ha未満	都市計画課	100,000	19年7月1日	-	-	-
162	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 0.6～1ha未満	都市計画課	185,000	19年7月1日	-	-	-
163	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 1～3ha未満	都市計画課	307,000	19年7月1日	-	-	-
164	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 3～6ha未満	都市計画課	415,000	19年7月1日	-	-	-
165	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 6～10ha未満	都市計画課	521,000	19年7月1日	-	-	-
166	77	イ 開発行為許可申請 自己の業務用 10ha以上	都市計画課	737,000	19年7月1日	-	-	-
167	77	ウ 開発行為許可申請 その他 0.1ha未満	都市計画課	131,000	19年7月1日	121,151	▲ 9,849	0.93倍
168	77	ウ 開発行為許可申請 その他 0.1～0.3ha未満	都市計画課	199,000	19年7月1日	-	-	-
169	77	ウ 開発行為許可申請 その他 0.3～0.6ha未満	都市計画課	292,000	19年7月1日	-	-	-
170	77	ウ 開発行為許可申請 その他 0.6～1ha未満	都市計画課	348,000	19年7月1日	-	-	-
171	77	ウ 開発行為許可申請 その他 1～3ha未満	都市計画課	525,000	19年7月1日	-	-	-
172	77	ウ 開発行為許可申請 その他 3～6ha未満	都市計画課	599,000	19年7月1日	-	-	-
173	77	ウ 開発行為許可申請 その他 6～10ha未満	都市計画課	746,000	19年7月1日	-	-	-
174	77	ウ 開発行為許可申請 その他 10ha以上	都市計画課	1,004,000	19年7月1日	-	-	-
175	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.1ha未満	都市計画課	1,300	19年7月1日	-	-	-
176	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.1～0.3ha未満	都市計画課	3,400	19年7月1日	-	-	-
177	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.3～0.6ha未満	都市計画課	6,500	19年7月1日	-	-	-
178	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 0.6～1ha未満	都市計画課	13,300	19年7月1日	-	-	-
179	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 1～3ha未満	都市計画課	20,000	19年7月1日	-	-	-
180	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 3～6ha未満	都市計画課	26,100	19年7月1日	-	-	-
181	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 6～10ha未満	都市計画課	33,700	19年7月1日	-	-	-
182	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の居住用 10ha以上	都市計画課	46,000	19年7月1日	-	-	-
183	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.1ha未満	都市計画課	2,000	19年7月1日	-	-	-
184	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.1～0.3ha未満	都市計画課	4,600	19年7月1日	-	-	-
185	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.3～0.6ha未満	都市計画課	10,000	19年7月1日	-	-	-
186	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 0.6～1ha未満	都市計画課	18,500	19年7月1日	-	-	-
187	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 1～3ha未満	都市計画課	30,700	19年7月1日	-	-	-
188	78	1 開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 3～6ha未満	都市計画課	41,500	19年7月1日	-	-	-

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
189	78	1	開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 6~10ha未満	都市計画課	52,100	19年7月1日	-	-
190	78	1	開発行為許可申請(設計変更) 自己の業務用 10ha以上	都市計画課	73,700	19年7月1日	-	-
191	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 0.1ha未満	都市計画課	13,100	19年7月1日	-	-
192	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 0.1~0.3ha未満	都市計画課	19,900	19年7月1日	-	-
193	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 0.3~0.6ha未満	都市計画課	29,200	19年7月1日	-	-
194	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 0.6~1ha未満	都市計画課	34,800	19年7月1日	-	-
195	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 1~3ha未満	都市計画課	52,500	19年7月1日	-	-
196	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 3~6ha未満	都市計画課	59,900	19年7月1日	-	-
197	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 6~10ha未満	都市計画課	74,600	19年7月1日	-	-
198	78	1	開発行為許可申請(設計変更) その他 10ha以上	都市計画課	100,400	19年7月1日	-	-
199	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.1ha未満	都市計画課	13,000	19年7月1日	-	-
200	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.1~0.3ha未満	都市計画課	34,000	19年7月1日	-	-
201	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.3~0.6ha未満	都市計画課	65,000	19年7月1日	-	-
202	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 0.6~1ha未満	都市計画課	133,000	19年7月1日	-	-
203	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 1~3ha未満	都市計画課	200,000	19年7月1日	-	-
204	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 3~6ha未満	都市計画課	261,000	19年7月1日	-	-
205	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 6~10ha未満	都市計画課	337,000	19年7月1日	-	-
206	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の居住用 10ha以上	都市計画課	460,000	19年7月1日	-	-
207	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.1ha未満	都市計画課	20,000	19年7月1日	-	-
208	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.1~0.3ha未満	都市計画課	46,000	19年7月1日	-	-
209	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.3~0.6ha未満	都市計画課	100,000	19年7月1日	-	-
210	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 0.6~1ha未満	都市計画課	185,000	19年7月1日	-	-
211	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 1~3ha未満	都市計画課	307,000	19年7月1日	-	-
212	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 3~6ha未満	都市計画課	415,000	19年7月1日	-	-
213	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 6~10ha未満	都市計画課	521,000	19年7月1日	-	-
214	78	2	開発行為許可申請(区域編入) 自己の業務用 10ha以上	都市計画課	737,000	19年7月1日	-	-
215	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 0.1ha未満	都市計画課	131,000	19年7月1日	121,151	▲ 9,849 0.93倍
216	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 0.1~0.3ha未満	都市計画課	199,000	19年7月1日	-	-
217	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 0.3~0.6ha未満	都市計画課	292,000	19年7月1日	-	-
218	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 0.6~1ha未満	都市計画課	348,000	19年7月1日	-	-
219	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 1~3ha未満	都市計画課	525,000	19年7月1日	-	-
220	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 3~6ha未満	都市計画課	599,000	19年7月1日	-	-
221	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 6~10ha未満	都市計画課	746,000	19年7月1日	-	-

No	項目 番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
222	78	2	開発行為許可申請(区域編入) その他 10ha以上	都市計画課	1,004,000	19年7月1日	-	-
223	78	3	開発行為許可申請(その他の変更)	都市計画課	15,000	19年7月1日	-	-
224	79		開発許可を受けた土地の建築許可申請	都市計画課	39,000	19年7月1日	-	-
225	80	ア	開発行為許可申請(地位の承継) 自己の業務用 1ha未満	都市計画課	2,500	19年7月1日	-	-
226	80	イ	開発行為許可申請(地位の承継) 自己の業務用 1ha以上	都市計画課	4,000	19年7月1日	-	-
227	80	ウ	開発行為許可申請(地位の承継) その他	都市計画課	19,000	16年7月1日	17,410	▲ 1,590 0.92倍
228	81		開発登録簿写し交付	都市計画課	700	16年7月1日	655	▲ 45 0.94倍
229	82		工場認可申請 500㎡以下	環境保全課	8,700	16年10月1日	8,158	▲ 542 0.94倍
230	82		工場認可申請 500㎡以上1,000㎡以下	環境保全課	14,200	16年10月1日	13,325	▲ 875 0.94倍
231	82		工場認可申請 1,000㎡超	環境保全課	20,600	16年10月1日	19,236	▲ 1,365 0.93倍
232	83		工場変更認可申請	環境保全課	7,600	16年10月1日	7,110	▲ 490 0.94倍
233	84	ア	屋外広告物設置許可(広告塔・板)5㎡ごと	土木管理課	3,220	17年4月1日	3,177	▲ 43 0.99倍
234	84	イ	屋外広告物設置許可(小型広告板)1枚ごと	土木管理課	400	17年4月1日	1,787	1,387 4.47倍
235	84	ウ	屋外広告物設置許可(はり紙・札50枚ごと)	土木管理課	2,250	17年4月1日	2,482	232 1.10倍
236	84	エ	屋外広告物設置許可(広告旗)1枚ごと	土木管理課	450	17年4月1日	1,787	1,337 3.97倍
237	84	オ	屋外広告物設置許可(立看板)1枚ごと	土木管理課	450	17年4月1日	1,787	1,337 3.97倍
238	84	カ	屋外広告物設置許可(電柱街路灯利用)1枚ごと	土木管理課	310	17年4月1日	1,787	1,477 5.76倍
239	84	キ	屋外広告物設置許可(標識利用)	土木管理課	210	17年4月1日	1,787	1,577 8.51倍
240	84	ク	屋外広告物設置許可(宣伝車)	土木管理課	4,950	17年4月1日	4,916	▲ 34 0.99倍
241	84	ク	屋外広告物設置許可(バス電車車体利用)	土木管理課	610	17年4月1日	1,787	1,177 2.93倍
242	84	コ	屋外広告物設置許可(前記以外車体利用)	土木管理課	1,950	17年4月1日	2,134	184 1.09倍
243	84	サ	屋外広告物設置許可(アドバルーン)	土木管理課	2,850	17年4月1日	2,830	▲ 20 0.99倍
244	84	シ	屋外広告物設置許可(広告幕)	土木管理課	990	17年4月1日	1,787	797 1.81倍
245	84	ス	屋外広告物設置許可(アーチ)	土木管理課	10,630	17年4月1日	10,479	▲ 151 0.99倍
246	84	セ	屋外広告物設置許可(装飾街路灯)	土木管理課	5,010	17年4月1日	4,916	▲ 94 0.98倍
247	84	ソ	屋外広告物設置許可(店頭装飾)	土木管理課	19,800	17年4月1日	17,433	▲ 2,367 0.88倍
248	85		建築物に関する確認申請 30㎡以内	建築課	5,600	16年7月1日	5,959	359 1.06倍
249	85		建築物に関する確認申請 30㎡超100㎡以内	建築課	9,400	16年7月1日	10,110	710 1.08倍
250	85		建築物に関する確認申請 100㎡超200㎡以内	建築課	14,000	16年7月1日	15,537	1,537 1.11倍
251	85		建築物に関する確認申請 200㎡超500㎡以内	建築課	19,000	16年7月1日	20,383	1,383 1.07倍
252	85		建築物に関する確認申請 500㎡超1000㎡以内	建築課	35,000	16年7月1日	38,200	3,200 1.09倍
253	85		建築物に関する確認申請 1000㎡超2000㎡以内	建築課	49,000	16年7月1日	53,930	4,930 1.10倍
254	85		建築物に関する確認 2000㎡超10000㎡以内	建築課	146,000	16年7月1日	157,962	11,962 1.08倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
255	85	建築物に関する確認 10000㎡超50000㎡以内	建築課	249,000	16年7月1日	268,862	19,862	1.08倍
256	85	建築物に関する確認 50000㎡超	建築課	474,000	16年7月1日	515,276	41,276	1.09倍
257	86	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡以内	建築課	156,000	16年7月1日	65,320	▲ 90,680	0.42倍
258	86	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 1000㎡超2000㎡以内	建築課	209,000	16年7月1日	87,400	▲ 121,600	0.42倍
259	86	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 2000㎡超10000㎡以内	建築課	240,000	16年7月1日	100,050	▲ 139,950	0.42倍
260	86	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 10000㎡超50000㎡以内	建築課	319,000	16年7月1日	132,940	▲ 186,060	0.42倍
261	86	建築物に関する構造計算適合性判定手数料 50000㎡	建築課	587,000	16年7月1日	244,720	▲ 342,280	0.42倍
262	87	ア 建築設備確認申請 昇降機	建築課	9,600	16年7月1日	10,522	922	1.10倍
263	87	ア 建築設備確認申請 小荷物専用昇降機	建築課	4,300	16年7月1日	4,820	520	1.12倍
264	87	イ 建築設備確認申請(変更) 昇降機	建築課	5,400	16年7月1日	6,002	602	1.11倍
265	87	イ 建築設備確認申請(変更) 小荷物専用昇降機	建築課	3,300	16年7月1日	3,568	268	1.08倍
266	88	ア 工作物確認申請 工作物築造	建築課	8,500	16年7月1日	9,479	979	1.12倍
267	88	イ 工作物確認申請 工作物築造(変更)	建築課	4,300	16年7月1日	4,611	311	1.07倍
268	89	イ 建築物に関する完了検査申請 30㎡以内	建築課	11,000	16年7月1日	11,550	550	1.05倍
269	89	イ 建築物に関する完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築課	12,000	16年7月1日	13,289	1,289	1.11倍
270	89	イ 建築物に関する完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築課	16,000	16年7月1日	16,645	645	1.04倍
271	89	イ 建築物に関する完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築課	23,000	16年7月1日	25,338	2,338	1.10倍
272	89	イ 建築物に関する完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築課	37,000	16年7月1日	40,481	3,481	1.09倍
273	89	イ 建築物に関する完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築課	52,000	16年7月1日	56,312	4,312	1.08倍
274	89	イ 建築物に関する完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築課	124,000	16年7月1日	138,113	14,113	1.11倍
275	89	イ 建築物に関する完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築課	199,000	16年7月1日	213,744	14,744	1.07倍
276	89	イ 建築物に関する完了検査申請 50000㎡超	建築課	396,000	16年7月1日	430,131	34,131	1.09倍
277	90	建築設備完了検査申請 昇降機	建築課	13,000	16年7月1日	13,636	636	1.05倍
278	90	建築設備完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築課	8,600	16年7月1日	9,116	516	1.06倍
279	91	工作物完了検査申請	建築課	9,600	16年7月1日	10,159	559	1.06倍
280	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 30㎡以内	建築課	9,900	16年7月1日	10,298	398	1.04倍
281	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築課	11,000	16年7月1日	11,620	620	1.06倍
282	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築課	15,000	16年7月1日	15,872	872	1.06倍
283	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築課	21,000	16年7月1日	21,915	915	1.04倍
284	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築課	36,000	16年7月1日	39,283	3,283	1.09倍
285	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築課	49,000	16年7月1日	54,195	5,195	1.11倍
286	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築課	115,000	16年7月1日	126,006	11,006	1.10倍
287	92	イ 中間検査を受けた建築物の完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築課	186,000	16年7月1日	202,169	16,169	1.09倍

No	項目 番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a	
288	92	イ	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 50000㎡超	建築課	383,000	16年7月1日	417,105	34,105	1.09倍
289	93		中間検査を受けた建築設備の完了検査申請 昇降機	建築課	13,000	16年7月1日	13,706	706	1.05倍
290	93		中間検査を受けた建築設備の完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築課	8,400	16年7月1日	9,325	925	1.11倍
291	94	イ	建築物に関する中間検査申請 30㎡以内	建築課	9,900	16年7月1日	10,298	398	1.04倍
292	94	イ	建築物に関する中間検査申請 30㎡超100㎡以内	建築課	11,000	16年7月1日	11,689	689	1.06倍
293	94	イ	建築物に関する中間検査申請 100㎡超200㎡以内	建築課	15,000	16年7月1日	15,803	803	1.05倍
294	94	イ	建築物に関する中間検査申請 200㎡超500㎡以内	建築課	21,000	16年7月1日	22,958	1,958	1.09倍
295	94	イ	建築物に関する中間検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築課	34,000	16年7月1日	37,267	3,267	1.10倍
296	94	イ	建築物に関する中間検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築課	46,000	16年7月1日	51,707	5,707	1.12倍
297	94	イ	建築物に関する中間検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築課	104,000	16年7月1日	115,204	11,204	1.11倍
298	94	イ	建築物に関する中間検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築課	167,000	16年7月1日	184,784	17,784	1.11倍
299	94	イ	建築物に関する中間検査申請 50000㎡超	建築課	341,000	16年7月1日	370,235	29,235	1.09倍
300	95		建築設備に関する中間検査申請 建築設備または昇降機	建築課	12,000	16年7月1日	13,080	1,080	1.09倍
301	95		建築設備に関する中間検査申請 小荷物専用昇降機	建築課	8,300	16年7月1日	9,116	816	1.10倍
302	96		工作物に関する中間検査申請	建築課	9,100	16年7月1日	10,298	1,198	1.13倍
303	97		仮使用の承認に関する申請	建築課	126,000	16年7月1日	136,275	10,275	1.08倍
304	98		道路位置の指定の申請に対する審査	建築課	50,000	14年10月1日	55,653	5,653	1.11倍
305	99	ア	建築物敷地と道路との関係の建築認定申請	建築課	31,000	30年9月25日	28,653	▲ 2,347	0.92倍
306	99	イ	建築物敷地と道路との関係の建築許可申請	建築課	36,000	30年9月25日	33,521	▲ 2,479	0.93倍
307	100		公衆便所等の道路内建築許可申請	建築課	36,000	12年6月1日	33,521	▲ 2,479	0.93倍
308	101		道路内建築許可申請	建築課	28,000	30年7月15日	26,567	▲ 1,433	0.95倍
309	102		公共用歩廊等道路内建築許可申請	建築課	160,000	12年4月1日	147,892	▲ 12,108	0.92倍
310	103		壁面線外建築許可申請	建築課	160,000	12年4月1日	147,892	▲ 12,108	0.92倍
311	104	ア	用途地域建築許可申請	建築課	180,000	12年4月1日	166,668	▲ 13,332	0.93倍
312	104	イ	増築等の許可申請	建築課	87,000	1年7月1日	80,438	▲ 6,562	0.93倍
313	104	ウ	建築等の許可申請	建築課	92,000	1年7月1日	85,306	▲ 6,694	0.93倍
314	105		建築物の容積率に関する特例許可申請	建築課	160,000	17年6月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
315	106	ア	建築物の建蔽率に関する特例許可申請	建築課	36,000	29年6月15日	33,846	▲ 2,154	0.94倍
316	106	イ	建築物の建蔽率に関する特例許可申請	建築課	36,000	1年7月1日	33,846	▲ 2,154	0.94倍
317	107		建築物の建蔽率に関する制限適用除外許可申請	建築課	36,000	1年7月1日	33,846	▲ 2,154	0.94倍
318	108		建築物の敷地面積の制限の適用除外の許可申請	建築課	160,000	15年1月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
319	109		建築物の高さの特例認定申請	建築課	28,000	29年6月15日	26,892	▲ 1,108	0.96倍
320	110		建築物の高さの許可認定	建築課	160,000	12年4月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
321	111	日影による建築物の高さの許可申請	建築課	160,000	30年9月25日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
322	112	高架工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定申請	建築課	28,000	12年4月1日	26,309	▲ 1,691	0.94倍
323	113	高度利用地区内建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面位置に関する特例許可申請	建築課	160,000	12年4月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
324	114	高度利用地区内建築物の各部分の高さの許可申請	建築課	160,000	12年4月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
325	115	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	建築課	160,000	29年6月15日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
326	116	再開発等促進区域等内の建築物の容積率又は建築物の高さに関する制限の適用除外認定申請(建基法68の3第1)	建築課	28,000	14年1月1日	26,309	▲ 1,691	0.94倍
327	117	再開発促進区域内の建築物の各部分の高さ許可申請	建築課	160,000	14年1月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
328	118	地区計画区域内の建築物の容積率に関する制限に適用除外の認定	建築課	28,000	23年8月30日	26,309	▲ 1,691	0.94倍
329	119	区域の特性に応じた高さ、配列および形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率及び各部分の高さに関する適用除外に係る認定申請(建基法68の5の4第1項)	建築課	28,000	14年1月1日	26,309	▲ 1,691	0.94倍
330	119	区域の特性に応じた高さ、配列および形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率及び各部分の高さに関する適用除外に係る認定申請(建基法68の5の4第2項)	建築課	28,000	14年1月1日	26,309	▲ 1,691	0.94倍
331	120	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	建築課	160,000	17年6月1日	148,587	▲ 11,413	0.93倍
332	121	ア 仮設建築物許可申請	建築課	108,000	16年7月1日	119,585	11,585	1.11倍
333	121	イ 仮設興行場等許可申請	建築課	195,000	30年9月25日	181,271	▲ 13,729	0.93倍
334	122	ア 総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数1又は2である場合)	建築課	82,000	28年9月1日	76,266	▲ 5,734	0.93倍
335	122	イ 総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数3以上である場合 $\alpha=29,000 \times 2$ を超える建築数)	建築課	29,000	28年9月1日	27,005	▲ 1,995	0.93倍
336	123	ア 既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物特例認定申請(建築物数1である場合)	建築課	82,000	17年6月1日	76,266	▲ 5,734	0.93倍
337	123	イ 既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築数)	建築課	29,000	17年6月1日	27,588	▲ 1,412	0.95倍
338	124	ア 総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数1又は2である場合)	建築課	238,000	29年6月15日	220,213	▲ 17,787	0.93倍
339	124	イ 総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数3以上である場合 $\alpha=29,000 \times 2$ を超える建築数)	建築課	29,000	29年6月15日	27,588	▲ 1,412	0.95倍
340	125	ア 既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数1である場合)	建築課	238,000	29年6月15日	220,213	▲ 17,787	0.93倍
341	125	イ 既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築数)	建築課	29,000	29年6月15日	27,588	▲ 1,412	0.95倍
342	126	ア 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請(建築物数1である場合)	建築課	82,000	17年6月1日	76,266	▲ 5,734	0.93倍
343	126	イ 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築数)	建築課	29,000	17年6月1日	27,588	▲ 1,412	0.95倍
344	127	ア 同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請(建築物数1である場合)	建築課	238,000	29年6月15日	220,213	▲ 17,787	0.93倍
345	127	イ 同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請(建築物数2以上である場合 $\alpha=29,000 \times 1$ を超える建築数)	建築課	29,000	29年6月15日	27,588	▲ 1,412	0.95倍
346	128	複数建築物の認定・許可取消申請(認定または既存の建築物がない場合)建基法86の5第1項	建築課	6,900	15年1月1日	6,646	▲ 254	0.96倍
347	128	複数建築物の認定・許可取消申請(@13,000×建築物数)建基法86の5第1項	建築課	13,000	15年1月1日	12,209	▲ 791	0.94倍
348	129	一団地の住宅施設に関する都市計画による建築物の容積率建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定申請	建築課	28,000	29年6月15日	26,465	▲ 1,535	0.95倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
349	130	建築物の移転の認定の申請(137条の16第2号)	建築課	28,000	27年6月1日	26,465	▲ 1,535	0.95倍
350	131	既存建築物の二以上の区画工事を行なう場合の制限緩和認定手数料	建築課	28,000	16年7月1日	30,285	2,285	1.08倍
351	132	ア 既存建築物の二以上の区画工事を行なう認定を受けた全体計画の変更認定申請	建築課	28,000	16年7月1日	30,285	2,285	1.08倍
352	132	イ 既存建築物の二以上の用途変更を伴う工事を行う場合の制限緩和認定申請	建築課	28,000	31年3月25日	30,285	2,285	1.08倍
353	132	ウ 既存建築物の二以上の用途変更を伴う工事を行う場合の制限緩和認定を受けた全体計画の変更認定申請	建築課	28,000	31年3月25日	30,285	2,285	1.08倍
354	132	エ 既存建築物を一時劇に用途変更して興行場等として使用する場合の制限緩和許可申請	建築課	108,000	31年3月25日	119,585	11,585	1.11倍
355	132	オ 既存建築物を一時的に用途変更して特別興行場等として使用する場合の制限緩和許可申請	建築課	195,000	1年7月9日	180,576	▲ 14,424	0.93倍
356	133	優良宅地造成認定申請 1,000㎡未満	建築課	86,000	14年10月1日	91,156	5,156	1.06倍
357	133	優良宅地造成認定申請 1,000㎡以上3,000㎡未満	建築課	130,000	14年10月1日	137,832	7,832	1.06倍
358	133	優良宅地造成認定申請 3,000㎡以上6,000㎡未満	建築課	190,000	14年10月1日	201,461	11,461	1.06倍
359	133	優良宅地造成認定申請 6,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	260,000	14年10月1日	275,521	15,521	1.06倍
360	133	優良宅地造成認定申請 10,000㎡以上30,000㎡未満	建築課	390,000	14年10月1日	413,210	23,210	1.06倍
361	133	優良宅地造成認定申請 30,000㎡以上60,000㎡未満	建築課	510,000	14年10月1日	540,468	30,468	1.06倍
362	133	優良宅地造成認定申請 60,000㎡以上100,000㎡未満	建築課	660,000	14年10月1日	699,367	39,367	1.06倍
363	133	優良宅地造成認定申請 100,000㎡超	建築課	870,000	14年10月1日	921,895	51,895	1.06倍
364	134	優良住宅新築認定申請 100㎡以下	建築課	6,200	9年5月1日	6,565	365	1.06倍
365	134	優良住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以下	建築課	8,600	9年5月1日	9,099	499	1.06倍
366	134	優良住宅新築認定申請 500㎡を超え2,000㎡以下	建築課	13,000	9年5月1日	14,051	1,051	1.08倍
367	134	優良住宅新築認定申請 2,000㎡を超え10,000㎡以下	建築課	35,000	9年5月1日	37,347	2,347	1.07倍
368	134	優良住宅新築認定申請 10,000㎡を超え50,000㎡以上	建築課	43,000	35,551	45,791	2,791	1.07倍
369	134	優良住宅新築認定申請 50,000㎡超	建築課	58,000	35,551	61,438	3,438	1.06倍
370	135	良質住宅新築認定申請 100㎡以下	建築課	6,200	35,551	6,565	365	1.06倍
371	135	良質住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以下	建築課	8,600	9年5月1日	9,099	499	1.06倍
372	135	良質住宅新築認定申請 500㎡を超え2000㎡以下	建築課	13,000	9年5月1日	14,051	1,051	1.08倍
373	135	良質住宅新築認定申請 2000㎡を超え10000㎡以下	建築課	35,000	9年5月1日	37,099	2,099	1.06倍
374	135	良質住宅新築認定申請 10000㎡超	建築課	43,000	9年5月1日	45,791	2,791	1.07倍
375	136	住宅用家屋証明	建築課	1,300		1,412	112	1.09倍
376	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・適合書類提出	建築課	7,200	21年3月30日	7,656	456	1.06倍
377	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・適合書類提出	建築課	13,000	21年3月30日	13,965	965	1.07倍
378	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・適合書類提出	建築課	23,000	21年3月30日	24,596	1,596	1.07倍
379	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・適合書類提出	建築課	32,000	21年3月30日	33,886	1,886	1.06倍
380	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・適合書類提出	建築課	61,000	21年3月30日	64,886	3,886	1.06倍
381	137	ア 【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・適合書類提出	建築課	104,000	21年3月30日	110,294	6,294	1.06倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
382	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	16,000	27年4月1日	17,044	1,044	1.07倍
383	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	57,000	27年4月1日	60,557	3,557	1.06倍
384	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	92,000	27年4月1日	97,613	5,613	1.06倍
385	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	172,000	27年4月1日	182,354	10,354	1.06倍
386	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	295,000	27年4月1日	312,448	17,448	1.06倍
387	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・住宅性能評価書提出	建築課	455,000	27年4月1日	481,985	26,985	1.06倍
388	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・提出なし	建築課	47,000	21年3月30日	50,076	3,076	1.07倍
389	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・提出なし	建築課	109,000	21年3月30日	115,493	6,493	1.06倍
390	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・提出なし	建築課	175,000	21年3月30日	185,581	10,581	1.06倍
391	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・提出なし	建築課	345,000	21年3月30日	365,592	20,592	1.06倍
392	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・提出なし	建築課	617,000	21年3月30日	653,890	36,890	1.06倍
393	137	ア【新築】長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・提出なし	建築課	1,062,000	21年3月30日	1,125,230	63,230	1.06倍
394	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・適合書類提出	建築課	10,000	28年4月1日	10,786	786	1.08倍
395	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・適合書類提出	建築課	19,000	28年4月1日	20,224	1,224	1.06倍
396	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・適合書類提出	建築課	33,000	28年4月1日	35,027	2,027	1.06倍
397	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・適合書類提出	建築課	47,000	28年4月1日	49,880	2,880	1.06倍
398	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・適合書類提出	建築課	88,000	28年4月1日	93,397	5,397	1.06倍
399	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・適合書類提出	建築課	151,000	28年4月1日	160,015	9,015	1.06倍
400	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡以下・提出なし	建築課	68,000	28年4月1日	72,329	4,329	1.06倍
401	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 100㎡を超え500㎡以下・提出なし	建築課	160,000	28年4月1日	169,735	9,735	1.06倍
402	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 500㎡を超え1000㎡以下・提出なし	建築課	255,000	28年4月1日	270,420	15,420	1.06倍
403	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 1000㎡を超え2500㎡以下・提出なし	建築課	504,000	28年4月1日	534,226	30,226	1.06倍
404	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 2500㎡を超え5000㎡以下・提出なし	建築課	903,000	28年4月1日	957,084	54,084	1.06倍
405	137	イ【既存】長期優良住宅建築等計画の認定 5000㎡を超え10000㎡以下・提出なし	建築課	1,552,000	28年4月1日	1,644,694	92,694	1.06倍
406	137	ウ 長期優良住宅建築等計画の認定 変更認定	建築課	2,100	21年3月30日	2,245	145	1.07倍
407	137	エ 長期優良住宅建築等計画の認定 地位の継承	建築課	2,100	21年3月30日	2,245	145	1.07倍
408	138	ア マンションの組合の法人に関する証明(9条第1項)	住宅課	400	24年4月1日	427	27	1.07倍
409	138	ア マンションの組合の公告された理事長に関する証明(25条 第2項)	住宅課	400	24年4月1日	427	27	1.07倍
410	138	イ 建築物の容積率に関する特例許可申請	建築課	160,000	27年4月1日	172,033	12,033	1.08倍

＜豊島区手数料条例 別表2から別表6で定められているもの＞

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
411	1 ア	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・一戸建ての住宅	建築課	4,700	24年12月20日	4,920	220	1.05倍
412	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数1	建築課	4,700	24年12月20日	4,920	220	1.05倍
413	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が2以上5以下	建築課	9,400	24年12月20日	9,888	488	1.05倍
414	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が6以上10以下	建築課	16,000	24年12月20日	16,942	942	1.06倍
415	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が11以上25以下	建築課	27,000	24年12月20日	28,616	1,616	1.06倍
416	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が26以上50以下	建築課	45,000	24年12月20日	47,492	2,492	1.06倍
417	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が51以上100以下	建築課	82,000	24年12月20日	86,882	4,882	1.06倍
418	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数101以上200以下	建築課	131,000	24年12月20日	138,889	7,889	1.06倍
419	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数201以上300以下	建築課	170,000	24年12月20日	180,018	10,018	1.06倍
420	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数301以上	建築課	185,000	24年12月20日	196,112	11,112	1.06倍
421	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が1	建築課	4,700	24年12月20日	4,920	220	1.05倍
422	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が2以上5以下	建築課	9,400	24年12月20日	9,888	488	1.05倍
423	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が6以上10以下	建築課	16,000	24年12月20日	16,942	942	1.06倍
424	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が11以上25以下	建築課	27,000	24年12月20日	28,616	1,616	1.06倍
425	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が26以上50以下	建築課	45,000	24年12月20日	47,492	2,492	1.06倍
426	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が51以上100以下	建築課	82,000	24年12月20日	86,882	4,882	1.06倍
427	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が101以上200以下	建築課	131,000	24年12月20日	138,542	7,542	1.06倍
428	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が201以上300以下	建築課	170,000	24年12月20日	180,018	10,018	1.06倍
429	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・住戸の部分・1棟の総戸数が301以上	建築課	185,000	24年12月20日	196,112	11,112	1.06倍
430	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・共用廊下等の部分・当該部分の床面積合計300㎡以内	建築課	9,300	24年12月20日	9,838	538	1.06倍
431	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・共用廊下等の部分・当該部分の床面積合計300㎡超2,000㎡以内	建築課	26,000	24年12月20日	27,423	1,423	1.06倍
432	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・共用廊下等の部分・当該部分の床面積合計2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	80,000	24年12月20日	84,646	4,646	1.06倍
433	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・共用廊下等の部分・当該部分の床面積合計5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	126,000	24年12月20日	133,424	7,424	1.06倍
434	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・非住宅の部分・当該部分の床面積合計300㎡以内	建築課	9,300	24年12月20日	9,838	538	1.06倍
435	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・非住宅の部分・当該部分の床面積合計300㎡超2,000㎡以内	建築課	26,000	24年12月20日	27,423	1,423	1.06倍
436	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・非住宅の部分・当該部分の床面積合計2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	80,000	24年12月20日	84,646	4,646	1.06倍
437	1 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・共同住宅で1の建築物の申請・非住宅の部分・当該部分の床面積合計5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	126,000	24年12月20日	133,424	7,424	1.06倍
438	1 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・その他の建築物(ア)建築物の延べ面積が300㎡以内	建築課	9,300	24年12月20日	9,838	538	1.06倍
439	1 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・その他の建築物(イ)建築物の延べ面積が300㎡超2,000㎡以内	建築課	26,000	24年12月20日	27,423	1,423	1.06倍
440	1 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・その他の建築物(ウ)建築物の延べ面積が2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	80,000	24年12月20日	84,646	4,646	1.06倍
441	1 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(1)適合認定あり・その他の建築物(エ)建築物の延べ面積が5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	126,000	24年12月20日	133,424	7,424	1.06倍
442	2 ア	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・一戸建ての住宅	建築課	35,000	24年12月20日	36,961	1,961	1.06倍

No	項目 番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
443	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数1	建築課	35,000	24年12月20日	36,961	1,961	1.06倍
444	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数2以上5以下	建築課	69,000	24年12月20日	72,974	3,974	1.06倍
445	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数6以上10以下	建築課	97,000	24年12月20日	102,728	5,728	1.06倍
446	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数11以上25以下	建築課	137,000	24年12月20日	144,852	7,852	1.06倍
447	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数26以上50以下	建築課	197,000	24年12月20日	208,682	11,682	1.06倍
448	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が51以上100以下	建築課	283,000	24年12月20日	299,631	16,631	1.06倍
449	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が101以上200以下	建築課	385,000	24年12月20日	407,818	22,818	1.06倍
450	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・申請戸数が201以上300以下	建築課	508,000	24年12月20日	538,058	30,058	1.06倍
451	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・住戸ごとの申請・同時に申請する戸数が301以上	建築課	600,000	24年12月20日	635,614	35,614	1.06倍
452	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数が1	建築課	35,000	24年12月20日	36,961	1,961	1.06倍
453	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数2以上5以下	建築課	69,000	24年12月20日	72,974	3,974	1.06倍
454	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数6以上10以下	建築課	97,000	24年12月20日	102,728	5,728	1.06倍
455	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数11以上25以下	建築課	137,000	24年12月20日	144,852	7,852	1.06倍
456	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数26以上50以下	建築課	197,000	24年12月20日	208,682	11,682	1.06倍
457	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数51以上100以下	建築課	283,000	24年12月20日	299,631	16,631	1.06倍
458	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数101以上200以下	建築課	385,000	24年12月20日	407,818	22,818	1.06倍
459	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数201以上300以下	建築課	508,000	24年12月20日	538,058	30,058	1.06倍
460	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・住戸の部分・総戸数が301以上	建築課	600,000	24年12月20日	635,614	35,614	1.06倍
461	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・共用廊下等の部分・ 当該部分の床面積合計300㎡以内のもの	建築課	109,000	24年12月20日	115,293	6,293	1.06倍
462	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・共用廊下等の部分・ 当該部分の床面積合計300㎡超え2,000㎡以内	建築課	180,000	24年12月20日	190,449	10,449	1.06倍
463	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・共用廊下等の部分・ 当該部分の床面積合計2,000㎡超え5,000㎡以内	建築課	280,000	24年12月20日	296,550	16,550	1.06倍
464	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・共用廊下等の部分・ 当該部分の床面積合計5,000㎡超え10,000㎡以内	建築課	359,000	24年12月20日	380,398	21,398	1.06倍
465	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・非住宅の部分・ 当該部分の床面積合計300㎡以内	建築課	242,000	24年12月20日	256,460	14,460	1.06倍
466	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・非住宅の部分・ 当該部分の床面積合計300㎡超え2,000㎡以内	建築課	384,000	24年12月20日	406,996	22,996	1.06倍
467	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・非住宅の部分・ 当該部分の床面積合計2,000㎡超え5,000㎡以内	建築課	546,000	24年12月20日	578,534	32,534	1.06倍
468	2 イ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ 共同住宅・建築物の申請・非住宅の部分・ 当該部分の床面積合計5,000㎡超え10,000㎡以内	建築課	670,000	24年12月20日	709,670	39,670	1.06倍
469	2 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ その他の建築物 (ア)建築物の延べ面積が300㎡以内	建築課	242,000	24年12月20日	256,460	14,460	1.06倍
470	2 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ その他の建築物 (イ)建築物の延べ面積が300㎡超え2,000㎡以内	建築課	384,000	24年12月20日	406,996	22,996	1.06倍
471	2 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ その他の建築物 (ウ)建築物の延べ面積が2,000㎡超え5,000㎡以内	建築課	546,000	24年12月20日	578,534	32,534	1.06倍
472	2 ウ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(2)(1)以外のもの・ その他の建築物 (エ)建築物の延べ面積が5,000㎡超え10,000㎡以内	建築課	670,000	24年12月20日	709,670	39,670	1.06倍
473	1 ア	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅	建築課	3,300	24年12月20日	3,479	179	1.05倍
474	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数1	建築課	3,300	24年12月20日	3,479	179	1.05倍
475	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数2~5	建築課	6,600	24年12月20日	6,956	356	1.05倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
476	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数6~10	建築課	11,000	24年12月20日	11,477	477	1.04倍
477	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数11~25	建築課	19,000	24年12月20日	20,170	1,170	1.06倍
478	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数26~50	建築課	32,000	24年12月20日	33,801	1,801	1.06倍
479	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数51~100	建築課	58,000	24年12月20日	61,339	3,339	1.06倍
480	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数101~200	建築課	93,000	24年12月20日	98,405	5,405	1.06倍
481	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数201~300	建築課	122,000	24年12月20日	129,072	7,072	1.06倍
482	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数301以上	建築課	134,000	24年12月20日	142,007	8,007	1.06倍
483	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数1	建築課	3,300	24年12月20日	3,479	179	1.05倍
484	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数2~5	建築課	6,600	24年12月20日	6,956	356	1.05倍
485	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数6~10	建築課	11,000	24年12月20日	11,477	477	1.04倍
486	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数11~25	建築課	19,000	24年12月20日	20,170	1,170	1.06倍
487	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数26~50	建築課	32,000	24年12月20日	33,801	1,801	1.06倍
488	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数51~100	建築課	58,000	24年12月20日	61,339	3,339	1.06倍
489	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数101~200	建築課	93,000	24年12月20日	98,405	5,405	1.06倍
490	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数201~300	建築課	122,000	24年12月20日	129,072	7,072	1.06倍
491	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数301以上	建築課	134,000	24年12月20日	142,007	8,007	1.06倍
492	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積300㎡以内	建築課	6,500	24年12月20日	6,921	421	1.07倍
493	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	18,000	24年12月20日	19,022	1,022	1.06倍
494	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	56,000	24年12月20日	59,287	3,287	1.06倍
495	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積5,000㎡超10,001㎡以内	建築課	88,000	24年12月20日	93,431	5,431	1.06倍
496	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡以内	建築課	6,500	24年12月20日	6,921	421	1.07倍
497	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	18,000	24年12月20日	19,022	1,022	1.06倍
498	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	56,000	24年12月20日	59,287	3,287	1.06倍
499	1 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	88,000	24年12月20日	93,431	5,431	1.06倍
500	1 ウ ア	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) その他建築物・面積300㎡以内	建築課	6,500	24年12月20日	6,921	421	1.07倍
501	1 ウ イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) その他建築物・面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	18,000	24年12月20日	19,022	1,022	1.06倍
502	1 ウ ウ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) その他建築物・面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	56,000	24年12月20日	59,287	3,287	1.06倍
503	1 ウ エ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合認定あり) その他建築物・面積5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	88,000	24年12月20日	93,431	5,431	1.06倍
504	2 ア	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅	建築課	18,000	24年12月20日	18,988	988	1.06倍
505	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数1	建築課	18,000	24年12月20日	18,988	988	1.06倍
506	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数2~5	建築課	37,000	24年12月20日	38,947	1,947	1.05倍
507	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数6~10	建築課	52,000	24年12月20日	55,081	3,081	1.06倍
508	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数11~25	建築課	74,000	24年12月20日	78,309	4,309	1.06倍
509	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数26~50	建築課	108,000	24年12月20日	114,203	6,203	1.06倍
510	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数51~100	建築課	159,000	24年12月20日	168,574	9,574	1.06倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
511	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数101～200	建築課	221,000	24年12月20日	234,013	13,013	1.06倍
512	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数201～300	建築課	291,000	24年12月20日	308,213.2	17,213	1.06倍
513	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・住戸ごとの申請・申請戸数301以上	建築課	342,000	24年12月20日	362,247	20,247	1.06倍
514	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数1	建築課	18,000	24年12月20日	18,988	988	1.06倍
515	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数2～5	建築課	37,000	24年12月20日	38,947	1,947	1.05倍
516	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数6～10	建築課	52,000	24年12月20日	55,081	3,081	1.06倍
517	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数11～25	建築課	74,000	24年12月20日	78,309	4,309	1.06倍
518	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数26～50	建築課	108,000	24年12月20日	114,203	6,203	1.06倍
519	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数51～100	建築課	159,000	24年12月20日	168,574	9,574	1.06倍
520	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数101～200	建築課	221,000	24年12月20日	234,013	13,013	1.06倍
521	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数201～300	建築課	291,000	24年12月20日	308,213	17,213	1.06倍
522	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・住戸部分・総戸数301以上	建築課	342,000	24年12月20日	362,247	20,247	1.06倍
523	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積300㎡以内	建築課	57,000	24年12月20日	60,434	3,434	1.06倍
524	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	96,000	24年12月20日	101,743	5,743	1.06倍
525	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	156,000	24年12月20日	165,026	9,026	1.06倍
526	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・共同廊下等部分・床面積5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	205,000	24年12月20日	217,114	12,114	1.06倍
527	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡以内	建築課	123,000	24年12月20日	130,322	7,322	1.06倍
528	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	198,000	24年12月20日	209,878	11,878	1.06倍
529	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	290,000	24年12月20日	306,888	16,888	1.06倍
530	2 イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 共同住宅等・建築物の申請・非住宅部分・床面積5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	361,000	24年12月20日	382,271	21,271	1.06倍
531	2 ウ ア	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 その他建築物・面積300㎡以内	建築課	123,000	24年12月20日	130,322	7,322	1.06倍
532	2 ウ イ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 その他建築物・面積300㎡超2,000㎡以内	建築課	198,000	24年12月20日	209,878	11,878	1.06倍
533	2 ウ ウ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 その他建築物・面積2,000㎡超5,000㎡以内	建築課	290,000	24年12月20日	306,888	16,888	1.06倍
534	2 ウ エ	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 その他建築物・面積5,000㎡超10,000㎡以内	建築課	361,000	24年12月20日	382,271	21,271	1.06倍
535	1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	27,100	28年4月1日	28,655	1,555	1.06倍
536	1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	80,400	28年4月1日	85,063	4,663	1.06倍
537	1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	128,000	28年4月1日	135,908	7,908	1.06倍
538	1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	161,000	28年4月1日	-	-	-
539	1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	201,000	28年4月1日	-	-	-
540	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	367,100	28年4月1日	388,964	21,864	1.06倍
541	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	523,700	28年4月1日	554,741	31,041	1.06倍
542	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	646,000	28年4月1日	684,087	38,087	1.06倍
543	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	763,000	28年4月1日	-	-	-

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
544	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	871,000	28年4月1日	-	-	-
545	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	145,700	28年4月1日	154,336	8,636	1.06倍
546	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	235,700	28年4月1日	249,669	13,969	1.06倍
547	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	309,000	28年4月1日	327,764	18,764	1.06倍
548	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	371,000	28年4月1日	-	-	-
549	2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	435,000	28年4月1日	-	-	-
550	1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	19,100	28年4月1日	20,066	966	1.05倍
551	1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	56,400	28年4月1日	59,739	3,339	1.06倍
552	1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	90,000	28年4月1日	94,435	4,435	1.05倍
553	1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	113,000	28年4月1日	-	-	-
554	1	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	141,000	28年4月1日	-	-	-
555	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	257,100	28年4月1日	272,708	15,608	1.06倍
556	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	366,700	28年4月1日	388,668	21,968	1.06倍
557	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	453,000	28年4月1日	478,296	25,296	1.06倍
558	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	535,000	28年4月1日	-	-	-
559	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	610,000	28年4月1日	-	-	-
560	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	102,100	28年4月1日	108,455	6,355	1.06倍
561	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	165,100	28年4月1日	175,041	9,941	1.06倍
562	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	216,000	28年4月1日	228,161	12,161	1.06倍
563	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	260,000	28年4月1日	-	-	-
564	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	305,000	28年4月1日	-	-	-
565	1	ア 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅	建築課	5,100	28年4月1日	5,368	268	1.05倍
566	1	イ ア 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡未満	建築課	9,700	28年4月1日	10,286	586	1.06倍
567	1	イ ア 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	21,000	28年4月1日	22,257	1,257	1.06倍
568	1	イ ア 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	46,000	28年4月1日	48,763	2,763	1.06倍
569	1	イ ア 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積5,000㎡以上	建築課	81,000	28年4月1日	85,700	4,700	1.06倍
570	1	イ イ a 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡未満	建築課	9,700	28年4月1日	10,286	586	1.06倍
571	1	イ イ a 建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	21,000	28年4月1日	22,257	1,257	1.06倍

No	項目番号				事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
572	1	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	46,000	28年4月1日	48,763	2,763	1.06倍
573	1	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積5,000㎡以上	建築課	81,000	28年4月1日	85,700	4,700	1.06倍
574	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡以内	建築課	9,700	28年4月1日	10,286	586	1.06倍
575	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	27,100	28年4月1日	28,655	1,555	1.06倍
576	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	80,400	28年4月1日	85,063	4,663	1.06倍
577	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	128,000	28年4月1日	135,908	7,908	1.06倍
578	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	161,000	28年4月1日	-	-	-
579	1	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積25,000㎡以上	建築課	201,000	28年4月1日	-	-	-
580	2	ア			建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅・床面積200㎡未満	建築課	34,400	28年4月1日	36,413	2,013	1.06倍
581	2	ア			建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅・床面積200㎡以上	建築課	38,400	28年4月1日	40,696	2,296	1.06倍
582	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡未満	建築課	69,100	28年4月1日	73,111	4,011	1.06倍
583	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	116,000	28年4月1日	122,834	6,834	1.06倍
584	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	196,000	28年4月1日	207,527	11,527	1.06倍
585	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積5,000㎡以上	建築課	281,000	28年4月1日	297,932	16,932	1.06倍
586	2	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡未満	建築課	69,100	28年4月1日	73,111	4,011	1.06倍
587	2	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	116,000	28年4月1日	122,834	6,834	1.06倍
588	2	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	196,000	28年4月1日	207,527	11,527	1.06倍
589	2	イ	イ	a	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積5,000㎡以上	建築課	281,000	28年4月1日	297,932	16,932	1.06倍
590	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積300㎡未満	建築課	227,100	28年4月1日	240,493	13,393	1.06倍
591	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	367,100	28年4月1日	388,964	21,864	1.06倍
592	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	523,700	28年4月1日	554,741	31,041	1.06倍
593	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	646,000	28年4月1日	684,087	38,087	1.06倍
594	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	763,000	28年4月1日	-	-	-
595	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積25,000㎡以上	建築課	871,000	28年4月1日	-	-	-
596	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積300㎡未満	建築課	87,100	28年4月1日	92,234	5,134	1.06倍
597	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	145,700	28年4月1日	154,336	8,636	1.06倍
598	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	235,700	28年4月1日	249,669	13,969	1.06倍
599	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	309,000	28年4月1日	327,764	18,764	1.06倍
600	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	371,000	28年4月1日	-	-	-
601	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築法・床面積25,000㎡以上	建築課	435,000	28年4月1日	-	-	-
602	1	ア			建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅	建築課	3,700	28年4月1日	3,966	266	1.07倍

No	項目番号			事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
603	1	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡未満	建築課	6,900	28年4月1日	7,269	369	1.05倍
604	1	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	15,000	28年4月1日	15,789	789	1.05倍
605	1	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	32,000	28年4月1日	33,905	1,905	1.06倍
606	1	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積5,000㎡以上	建築課	57,000	28年4月1日	60,157	3,157	1.06倍
607	1	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡未満	建築課	6,900	28年4月1日	7,269	369	1.05倍
608	1	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	15,000	28年4月1日	15,789	789	1.05倍
609	1	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	32,000	28年4月1日	33,905	1,905	1.06倍
610	1	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積5,000㎡以上	建築課	57,000	28年4月1日	60,157	3,157	1.06倍
611	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡未満	建築課	6,900	28年4月1日	7,269	369	1.05倍
612	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	19,100	28年4月1日	20,170	1,070	1.06倍
613	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	56,400	28年4月1日	59,634	3,234	1.06倍
614	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	90,000	28年4月1日	95,135	5,135	1.06倍
615	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	113,000	28年4月1日	-	-	-
616	1	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・床面積25,000㎡以上	建築課	141,000	28年4月1日	-	-	-
617	2	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅・床面積200㎡未満	建築課	24,200	28年4月1日	25,523	1,323	1.06倍
618	2	ア		建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅・床面積200㎡以上	建築課	27,000	28年4月1日	28,550	1,550	1.06倍
619	2	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡未満	建築課	48,500	28年4月1日	51,289	2,789	1.06倍
620	2	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	81,000	28年4月1日	85,887	4,887	1.06倍
621	2	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	138,000	28年4月1日	146,076	8,076	1.06倍
622	2	イ	ア	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・住戸ごとの申請・床面積5,000㎡以上	建築課	197,000	28年4月1日	208,559	11,559	1.06倍
623	2	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡未満	建築課	48,500	28年4月1日	51,289	2,789	1.06倍
624	2	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	81,000	28年4月1日	85,887	4,887	1.06倍
625	2	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	138,000	28年4月1日	146,076	8,076	1.06倍
626	2	イ	イ a	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・住宅部分・床面積5,000㎡以上	建築課	197,000	28年4月1日	208,559	11,559	1.06倍
627	2	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積300㎡未満	建築課	159,100	28年4月1日	168,464	9,364	1.06倍
628	2	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	257,100	28年4月1日	272,323	15,223	1.06倍
629	2	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	366,700	28年4月1日	388,423	21,723	1.06倍
630	2	イ	イ b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	453,000	28年4月1日	479,626	26,626	1.06倍

No	項目番号				事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
631	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・ 床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	535,000	28年4月1日	-	-	-
632	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・標準入力法・ 床面積25,000㎡以上	建築課	610,000	28年4月1日	-	-	-
633	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積300㎡未満	建築課	61,100	28年4月1日	64,640	3,540	1.06倍
634	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	102,100	28年4月1日	108,070	5,970	1.06倍
635	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	165,100	28年4月1日	174,796	9,696	1.06倍
636	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	216,000	28年4月1日	229,143	13,143	1.06倍
637	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	260,000	28年4月1日	-	-	-
638	2	イ	イ	b	建築物省エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 一戸建て住宅以外の建築物・建築物の申請・非住宅部分・モデル建築 法・床面積25,000㎡以上	建築課	305,000	28年4月1日	-	-	-
639	1	ア			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) 一戸建て住宅	建築課	5,100	28年4月1日	5,368	268	1.05倍
640	1	イ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等で非住宅部分を有しない・床面積300㎡未満	建築課	9,700	28年4月1日	10,286	586	1.06倍
641	1	イ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等で非住宅部分を有しない・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	21,000	28年4月1日	22,257	1,257	1.06倍
642	1	イ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等で非住宅部分を有しない・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	46,000	28年4月1日	48,763	2,763	1.06倍
643	1	イ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) 共同住宅等で非住宅部分を有しない・床面積5,000㎡以上	建築課	81,000	28年4月1日	85,700	4,700	1.06倍
644	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積300㎡未満	建築課	9,700	28年4月1日	10,286	586	1.06倍
645	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	27,100	28年4月1日	28,655	1,555	1.06倍
646	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積2,000㎡以上5,000㎡未 満	建築課	80,400	28年4月1日	85,063	4,663	1.06倍
647	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積5,000㎡以上10,000㎡未 満	建築課	128,000	28年4月1日	135,908	7,908	1.06倍
648	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積10,000㎡以上25,000㎡未 満	建築課	161,000	28年4月1日	-	-	-
649	1	ウ			建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(適合認定あり) アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・床面積25,000㎡以上	建築課	201,000	28年4月1日	-	-	-
650	2	ア	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 一戸建て住宅・性能基準・床面積200㎡未満	建築課	34,400	28年4月1日	36,413	2,013	1.06倍
651	2	ア	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 一戸建て住宅・性能基準・床面積200㎡以上	建築課	38,400	28年4月1日	40,696	2,296	1.06倍
652	2	ア	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 一戸建て住宅・仕様基準・床面積200㎡未満	建築課	17,700	28年4月1日	18,680	980	1.06倍
653	2	ア	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 一戸建て住宅・仕様基準・床面積200㎡以上	建築課	19,100	28年4月1日	20,221	1,121	1.06倍
654	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・性能基準・床面積300㎡未満	建築課	69,100	28年4月1日	73,111	4,011	1.06倍
655	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・性能基準・床面積300㎡以上2,000 ㎡未満	建築課	116,000	28年4月1日	122,834	6,834	1.06倍
656	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・性能基準・床面積2,000㎡以上 5,000㎡未満	建築課	196,000	28年4月1日	207,527	11,527	1.06倍
657	2	イ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・性能基準・床面積5,000㎡以上	建築課	281,000	28年4月1日	297,932	16,932	1.06倍
658	2	イ	イ		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・仕様基準・床面積300㎡未満	建築課	33,100	28年4月1日	35,072	1,972	1.06倍
659	2	イ	イ		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・仕様基準・床面積300㎡以上2,000 ㎡未満	建築課	58,000	28年4月1日	61,350	3,350	1.06倍
660	2	イ	イ		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・仕様基準・床面積2,000㎡以上 5,000㎡未満	建築課	104,000	28年4月1日	110,228	6,228	1.06倍
661	2	イ	イ		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 共同住宅等で非住宅部分を有しない・仕様基準・床面積5,000㎡以上	建築課	157,000	28年4月1日	166,110	9,110	1.06倍
662	2	ウ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積300㎡未満	建築課	227,100	28年4月1日	240,493	13,393	1.06倍
663	2	ウ	ア		建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積300㎡以上 2,000㎡未満	建築課	367,100	28年4月1日	388,964	21,864	1.06倍

No	項目番号	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a		
664	2	ウ	ア	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	523,700	28年4月1日	554,741	31,041	1.06倍
665	2	ウ	ア	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	646,000	28年4月1日	684,087	38,087	1.06倍
666	2	ウ	ア	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	763,000	28年4月1日	-	-	-
667	2	ウ	ア	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・標準入力法・床面積25,000㎡以上	建築課	871,000	28年4月1日	-	-	-
668	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積300㎡未満	建築課	87,100	28年4月1日	92,234	5,134	1.06倍
669	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積300㎡以上2,000㎡未満	建築課	145,700	28年4月1日	154,336	8,636	1.06倍
670	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積2,000㎡以上5,000㎡未満	建築課	235,700	28年4月1日	249,669	13,969	1.06倍
671	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積5,000㎡以上10,000㎡未満	建築課	309,000	28年4月1日	327,764	18,764	1.06倍
672	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積10,000㎡以上25,000㎡未満	建築課	371,000	28年4月1日	-	-	-
673	2	ウ	イ	建築物省エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 アイ以外の建築物で住宅部分を有しない・モデル建物法・床面積25,000㎡以上	建築課	435,000	28年4月1日	-	-	-
674	1			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	19,100	28年4月1日	20,221	1,121	1.06倍
675	1			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	56,400	28年4月1日	59,634	3,234	1.06倍
676	1			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	90,000	28年4月1日	95,135	5,135	1.06倍
677	1			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	113,000	28年4月1日	-	-	-
678	1			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	141,000	28年4月1日	-	-	-
679	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	257,100	28年4月1日	272,323	15,223	1.06倍
680	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	366,700	28年4月1日	388,423	21,723	1.06倍
681	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	453,000	28年4月1日	479,626	26,626	1.06倍
682	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	535,000	28年4月1日	-	-	-
683	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	610,000	28年4月1日	-	-	-
684	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	建築課	102,100	28年4月1日	108,070	5,970	1.06倍
685	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	建築課	165,100	28年4月1日	174,796	9,696	1.06倍
686	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	建築課	216,000	28年4月1日	229,491	13,491	1.06倍
687	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	建築課	260,000	28年4月1日	-	-	-
688	2			建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明手数料 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	建築課	305,000	28年4月1日	-	-	-

<個別の根拠条例で定められているもの>

No	根拠条例	事務内容	所管課	現行料額 a (円)	現行料額 施行年月日	コスト b	乖離額 b-a	乖離状況 b/a
689	豊島区自転車等の放置自転車に関する条例	自転車撤去保管手数料: 自転車	土木管理課	5,000	16年10月1日	21,437	16,437	4.29倍
690	豊島区自転車等の放置自転車に関する条例	自転車撤去保管手数料: 原動機付自転車	土木管理課	8,000	16年10月1日	21,437	13,437	2.68倍
691	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料(1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者)	ごみ減量推進課	40	25年10月1日	-	-	-
692	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料(事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者)	ごみ減量推進課	40.0	25年10月1日	-	-	-
693	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料(臨時に排出する占有者又は事業者)	ごみ減量推進課	40.0	25年10月1日	-	-	-
694	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料(区長の指定する最終処分場に運搬した事業者)	ごみ減量推進課	9.5	25年10月1日	-	-	-
695	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	動物の死体処理手数料	ごみ減量推進課	3,000.0	29年10月1日	6,530	3,530	2.18倍
696	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者)	ごみ減量推進課	15,000	12年4月1日	-	-	-
697	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者)	ごみ減量推進課	15,000	12年4月1日	-	-	-
698	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者)	ごみ減量推進課	10,000	12年4月1日	-	-	-
699	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者)	ごみ減量推進課	10,000	12年4月1日	-	-	-
700	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(事業の範囲の変更の許可を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者)	ごみ減量推進課	10,000	12年4月1日	-	-	-
701	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(事業の範囲の変更の許可を受けようとする一般廃棄物処分業者)	ごみ減量推進課	10,000	12年4月1日	-	-	-
702	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	許可手数料(許可証の再交付を受けようとする者)	ごみ減量推進課	3,000	12年4月1日	-	-	-
703	豊島区興行場法施行条例	興行場の営業の許可申請(常設)	生活衛生課	17,500	13年4月1日	16,388	▲ 1,112	0.94倍
704	豊島区興行場法施行条例	興行場の営業の許可申請(仮設)	生活衛生課	11,100	13年4月1日	10,837	▲ 263	0.98倍
705	豊島区化製場等に関する法律施行条例	化製場設置許可申請	生活衛生課	19,000	12年4月1日	19,995	995	1.05倍
706	豊島区化製場等に関する法律施行条例	死亡蓄獣取扱場及びびた8条の許可申請	生活衛生課	10,000	12年4月1日	10,260	260	1.03倍
707	豊島区化製場等に関する法律施行条例	動物の飼養又は収容の許可申請	生活衛生課	6,000	12年4月1日	6,431	431	1.07倍
708	豊島区プール等に関する条例	プール等の開設許可申請	生活衛生課	12,500	13年4月1日	11,752	▲ 748	0.94倍
709	豊島区保健所使用条例	診断書手数料(公衆衛生の向上及び増進を図るため、必要な指導、治療、試験及び検査)	健康推進課	1,500	50年4月1日	1,173	▲ 327	0.78倍
710	豊島区保健所使用条例	証明書手数料(公衆衛生の向上及び増進を図るため、必要な指導、治療、試験及び検査)	生活衛生課	300	16年4月1日	311	11	1.04倍
711	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(細菌試験(一般細菌・大腸菌))	生活衛生課	2,500	9年4月1日	1,451	▲ 1,049	0.58倍
712	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(化学的試験)	生活衛生課	2,800	9年6月1日	2,441	▲ 359	0.87倍
713	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(定期試験・細菌試験10項目)	生活衛生課	6,700	9年10月1日	6,138	▲ 562	0.92倍
714	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(消毒副生成物12項目)	生活衛生課	38,100	9年6月1日	23,224	▲ 14,876	0.61倍
715	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に係る15項目)	生活衛生課	21,100	9年10月1日	17,724	▲ 3,376	0.84倍
716	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(レジオネラ属菌検査)	生活衛生課	7,000	15年10月1日	6,085	▲ 915	0.87倍
717	豊島区保健所使用条例	水質試験検査料(プール水試験)	生活衛生課	6,700	9年4月1日	5,858	▲ 842	0.87倍
718	豊島区保健所使用条例	空気環境試験検査料(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド(パッシブ方式))	生活衛生課	8,600	15年4月1日	8,786	186	1.02倍
719	豊島区保健所使用条例	空気環境試験検査料(トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン・パラジクロロベンゼン(パッシブ方式))	生活衛生課	12,700	15年4月1日	16,150	3,450	1.27倍
720	豊島区保健所使用条例	空気環境試験検査料(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド(アクティブ方式))	生活衛生課	22,000	15年4月1日	23,804	1,804	1.08倍
721	豊島区保健所使用条例	空気環境試験検査料(トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン・パラジクロロベンゼン(アクティブ方式))	生活衛生課	27,400	15年4月1日	29,304	1,904	1.07倍

事務内容欄が薄墨色のもの

は、「改定の検討を要すると判断された手数料」です。

資料 1 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱

資料 2 令和元年度豊島区手数料検討委員会 検討経過

資料 3 令和元年度豊島区手数料検討委員会 委員名簿

豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 1 日
政策経営部長決定

制定 平成 13 年 6 月 6 日
改正 平成 27 年 5 月 26 日
平成 29 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 豊島区における手数料のあり方について検討し、その適正化に資するため、豊島区手数料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 手数料を徴収する事務に関すること
- (2) 手数料の料額に関すること
- (3) 手数料の減額及び免除に関すること
- (4) その他手数料の適正化に関し必要な事項に関すること

(構 成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は政策経営部長の職にある者とし、副委員長は区民部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、区民部総合窓口課長、池袋保健所生活衛生課長、都市整備部建築審査担当課長、都市整備部土木管理課長の職にあるものとする。

(運 営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、検討の結果を庁議に報告するものとする。

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

附 則

この要綱は平成 13 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱は豊島区事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区訓令甲第 2 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、政策経営部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度 豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過

令和元年

- 8月13日 ○ 第1回検討委員会開催
- ・令和元年度検討スケジュールについて
 - ・手数料対象事務コスト調査について
 - ・コスト調査の内容について
- 11月5日 ○ 第2回検討委員会開催
- ・令和元年度手数料コスト調査結果（中間報告）
 - ・手数料改定の検討
 - ・検討委員会報告書（案）について

令和元年度 豊島区手数料適正化検討委員会 委員名簿

職	所属	氏名	備考
委員長	政策経営部長	金子 智雄	令和2年1月4日まで
		小澤 弘一	令和2年1月5日から
副委員長	区民部長	上野 仁志	
委員	政策経営部 企画課長	澤田 健	
委員	政策経営部 財政課長	三沢 智法	
委員	政策経営部 行政経営課長	渡邊 明日香	
委員	区民部 総合窓口課長	倉本 彩子	
委員	池袋保健所 生活衛生課長	森 真理子	
委員	都市整備部 建築審査担当課長	野島 修	
委員	都市整備部 土木管理課長	増子 嘉英	

手数料適正化検討委員会報告書

編集・発行

令和2(2020)年3月発行

豊島区手数料適正化検討委員会

事務局:豊島区政策経営部 財政課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

TEL (03)3981-1111(代表)